

特集：変容する捜査環境と警察の取組

特集に当たって

戦後の警察制度等の改革により、警察は、独立した第一次捜査権を担うこととなり、自らの責任において国民のための捜査を遂行することとなりました。以来、警察捜査は、刑罰法規を適正かつ迅速に適用実現するための刑事司法手続上の役割を果たすだけでなく、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという警察の責務の遂行において、重要な役割を果たすこととなりました。こうした役割を果たすため、警察では、その時々¹の犯罪情勢の変化に応じて、捜査力の充実強化に努めてきました。

刑法犯の認知件数が平成14年をピークに一貫して減少しているなど、犯罪情勢には一定の改善がみられるほか、殺人や強盗を始めとした重要犯罪の検挙率も14年以降改善傾向にあります。一方、国民が治安への不安を感じやすい犯罪の代表である窃盗犯の検挙件数は、過去20年間で大きく落ち込んでいるほか、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害総額は過去最高となるなど、警察捜査は大きな課題にも直面しています。

こうした課題の背景には、社会情勢の変化や制度の変革に伴う、警察捜査をめぐる環境の変容があります。高齢化の進展や世帯構造の変化に伴い、単身独居の世帯が増えたことなどにより、地域社会における人間関係が希薄化し、聞き込み捜査のような警察の伝統的な捜査手法によって有力な情報を得ることは困難となっています。また、携帯電話やインターネットといった新しいサービスの普及は、国民生活や経済活動の利便性向上に大きく寄与している一方、こうしたサービスが悪用されることで、犯人の追跡が困難になっています。さらに、一連の司法制度改革による裁判制度やその運用の変革に伴い、取調べを中心に警察捜査自体の在り方も変革を迫られています。

このため、警察では、民間事業者からの協力の確保や科学技術の活用・体制の整備といった取組により、犯罪の痕跡と犯人とを結び付ける事後追跡可能性の確保に努めるとともに、客観証拠の収集を徹底し、適正に証拠化するための取組を進めています。また、取調べの録音・録画や新たな捜査手法の導入といった今後の警察捜査の在り方を変えていくこととなる施策についても検討を進めています。

この特集では、まず、第1節で犯罪情勢と捜査上の課題について概説します。そして、第2節で警察捜査に影響を与えている社会情勢の変化や制度の変革等について触れ、第3節でこれらに対応するための警察の取組を記述します。さらに、第4節で諸外国の捜査手法等について紹介した上で、第5節で警察捜査に関する世論調査の結果を紹介するとともに、今後の警察捜査の在り方について展望します。

今後の警察捜査の在り方は、国民の安全・安心を確保するために警察が果たすべき役割、ひいては、我が国の今後の治安と密接に関わっています。この特集が、国民の皆様の警察捜査に対する理解を深めるとともに、我が国の今後の治安について考えていただく一助となれば幸いです。

第1節

犯罪情勢と捜査上の課題

刑法犯の認知件数は平成14年をピークに一貫して減少しており、犯罪情勢には一定の改善がみられる。しかし、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案が増加傾向にあることに加え、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の25年中の被害総額が過去最高となるなど、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況である。また、サイバー犯罪が多発し、サイバー攻撃が相次ぐなど、サイバー空間における脅威が深刻化し、治安上の新たな課題となっている。本節では、刑法犯を中心とした犯罪情勢を概観するとともに、窃盗犯や特殊詐欺等を例に挙げて警察捜査が抱える課題について分析する。

1 刑法犯の情勢

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

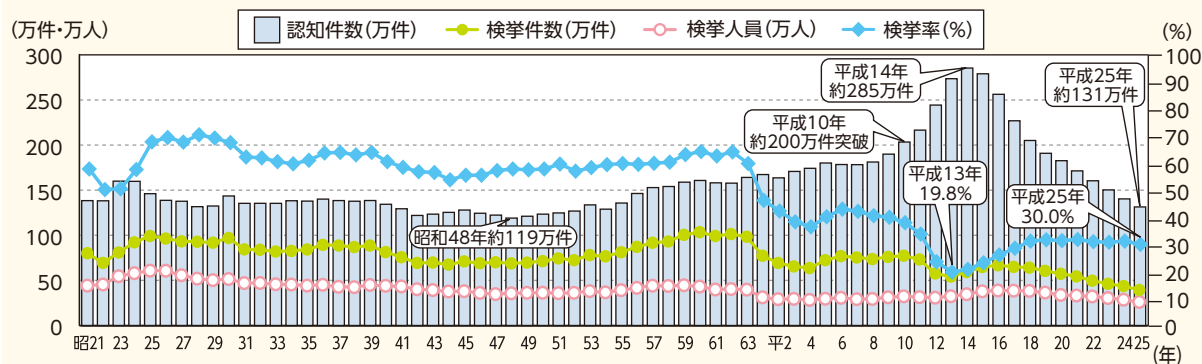
刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表-1のとおりである。刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達した。しかし、15年からは減少に転じ、25年中は131万4,140件と、前年より8万9,130件(6.4%)減少した。近年の刑法犯の認知件数の減少は、窃盗犯の認知件数の減少が大きな要因となっており、14年から25年にかけての刑法犯の認知件数の減少数の90.7%を同期間の窃盗犯の認知件数の減少数(139万6,255件)が占めている。

刑法犯の検挙件数は、15年から19年にかけて60万件台で推移していたが、それ以降減少を続け、25年中は39万4,121件と、前年より4万3,489件(9.9%)減少し、戦後初めて40万件を下回った。刑法犯の検挙件数の減少についても、窃盗犯の検挙件数が減少したことが大きな要因であり、14年から25年にかけての刑法犯の検挙件数の減少数の75.2%を同期間の窃盗犯の検挙件数の減少数(14万9,050件)が占めている。

刑法犯の検挙人員は、9年以降30万人台で推移していたが、24年に30万人を下回り、25年中は26万2,486人と、前年より2万4,535人(8.5%)減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。その後、14年から12年にかけて上昇し、それ以降30%~32%の間で推移していたが、25年中は29.99%と、前年より1.2ポイント低下し、17年以降、8年ぶりに30%を下回った。

図表-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21~平成25年)



図表-2 刑法犯の認知・検挙状況の推移(平成16~25年)

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
認知件数(件)		2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,826,833	1,714,001	1,604,205	1,502,802	1,403,270	1,314,140
検挙件数(件)		667,620	649,503	640,657	605,358	573,392	544,699	497,356	462,535	437,610	394,121
検挙人員(人)		389,027	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486
検挙率(%)		26.1	28.6	31.2	31.7	31.4	31.8	31.0	30.8	31.2	30.0

(2) 刑法犯による被害状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移及び財産犯^(注1)の被害額の推移は、それぞれ図表-3及び図表-4のとおりである。

図表-3 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移(平成21~25年)

区分	年次	21	22	23	24	25
総数(人)		33,076	32,611	31,606	33,966	33,450
死者		1,054	996	967	901	821
重傷者		2,832	2,827	2,849	2,968	3,025
軽傷者		29,190	28,788	27,790	30,097	29,604

注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

図表-4 財産犯の被害額の推移(平成21~25年)

区分	年次	21	22	23	24	25
総額(百万円)		182,404	169,317	170,010	195,645	187,673
現金		79,469	72,767	76,382	110,820	106,509
物品		102,935	96,550	93,628	84,825	81,164

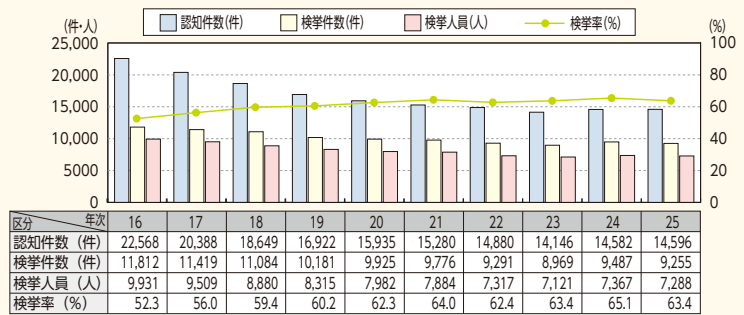
(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪^(注2)の認知・検挙状況の推移は、図表-5のとおりである。平成25年中の重要犯罪の認知件数は、24年に引き続き前年より増加したが、ピーク時である15年の2万3,971件と比べ9,375件(39.1%)減少した。検挙率は、19年以降60%台で推移している。

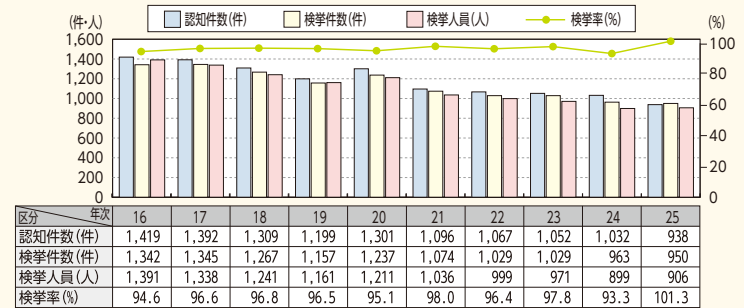
① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表-6のとおりである。殺人の認知件数は、16年以降減少傾向にあり、25年中は938件と、戦後初めて1,000件を下回った。また、検挙率は、他の重要犯罪の罪種に比べ高い水準を維持している。殺人の解決事件^(注3)を除いた検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると、親族が459件(53.5%)と最も多く、そのうち配偶者(内縁の者を含む)が155件で最も多かった。

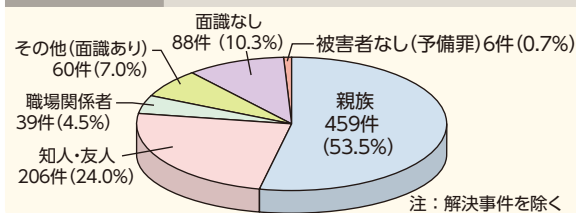
図表-5 重要犯罪の認知・検挙状況の推移(平成16~25年)



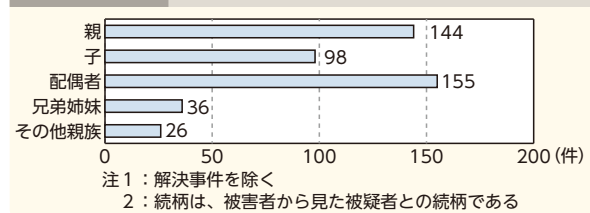
図表-6 殺人の認知・検挙状況の推移(平成16~25年)



図表-7 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成25年)



図表-8 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成25年)



注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

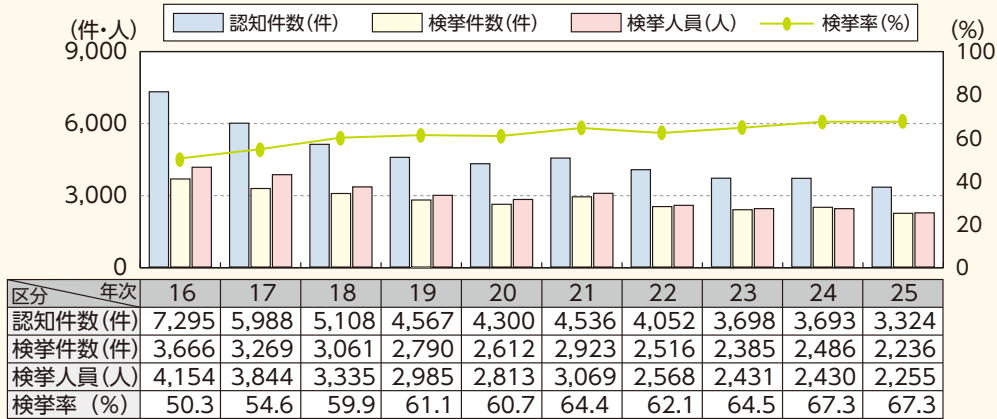
注2：殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買

注3：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件

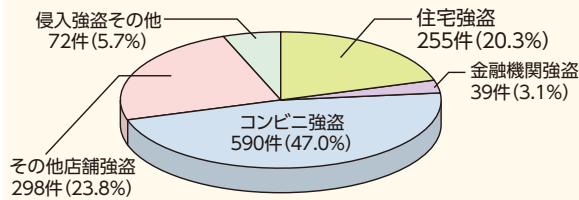
② 強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図表－9のとおりである。25年中の強盗の認知件数は、前年より減少し、ピーク時である15年の7,664件と比べ4,340件(56.6%)減少した。手口別の認知件数では、侵入強盗が1,254件で、うち47.0%がコンビニ強盗であり、非侵入強盗は2,070件で、うち49.4%が路上強盗であった。検挙率は、過去10年間で17.0ポイント上昇するなど近年上昇傾向にある。

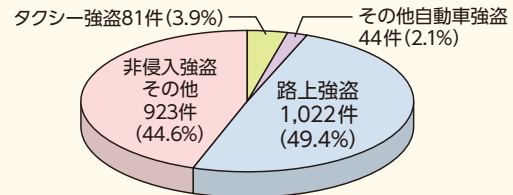
図表－9 強盗の認知・検挙状況の推移(平成16～25年)



図表－10 侵入強盗の手口別認知状況(平成25年)



図表－11 非侵入強盗の手口別認知状況(平成25年)

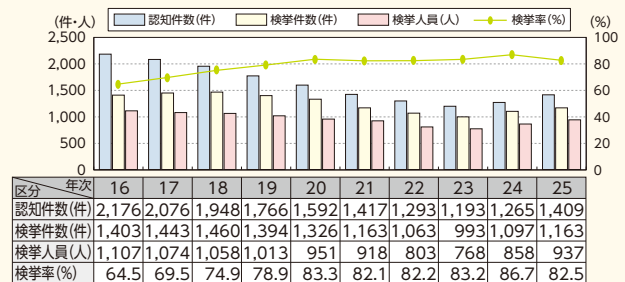


③ 強姦・強制わいせつ

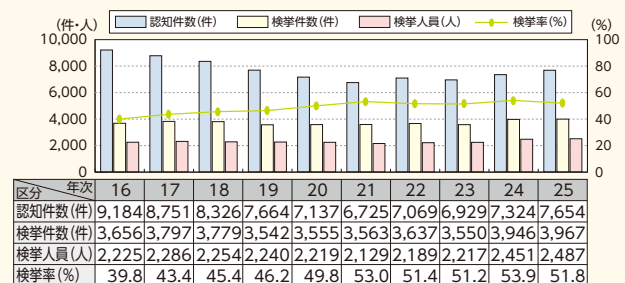
強姦の認知・検挙状況の推移は、図表－12のとおりである。強姦の認知件数は、16年から23年にかけて連続して減少していたが、24年以降は増加に転じている。検挙率は、25年は前年より低下したものの、過去10年間で18.0ポイント上昇するなど近年上昇傾向にある。

強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表－13のとおりである。強制わいせつの認知件数は、16年以降減少傾向にあったが、24年以降は増加に転じている。検挙率は、25年は前年より低下したものの、過去10年間で12.0ポイント上昇するなど近年上昇傾向にある。

図表－12 強姦の認知・検挙状況の推移(平成16～25年)



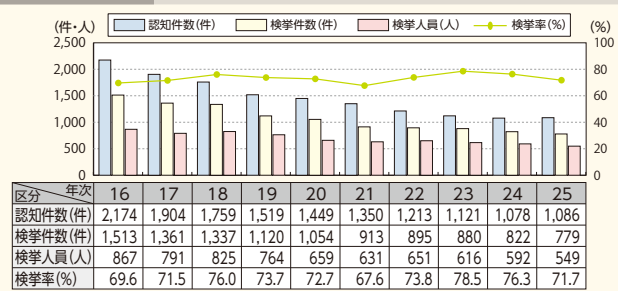
図表－13 強制わいせつの認知・検挙状況の推移(平成16～25年)



④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表-14のとおりである。放火の認知件数は17年以降減少していたが、25年は前年より増加した。検挙率は、過去10年間では、おおむね70～80%の間で推移している。

図表-14 放火の認知・検挙状況の推移(平成16～25年)

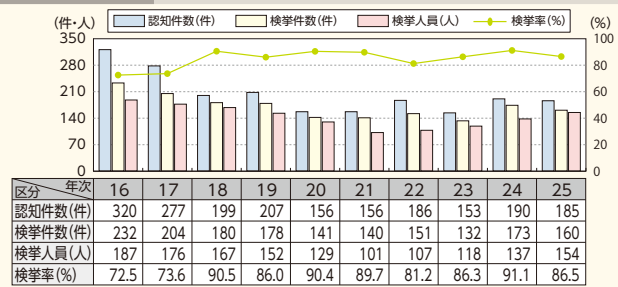


⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表-15のとおりである。

略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別で見ると、女性の被害が約4分の3を占めており、25年は74.6%であった。また、被害者の年齢層別で見ると、6～12歳が約3分の1を占めており、25年は33.5%であった。検挙率は、18年以降90%前後で推移している。

図表-15 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移(平成16～25年)



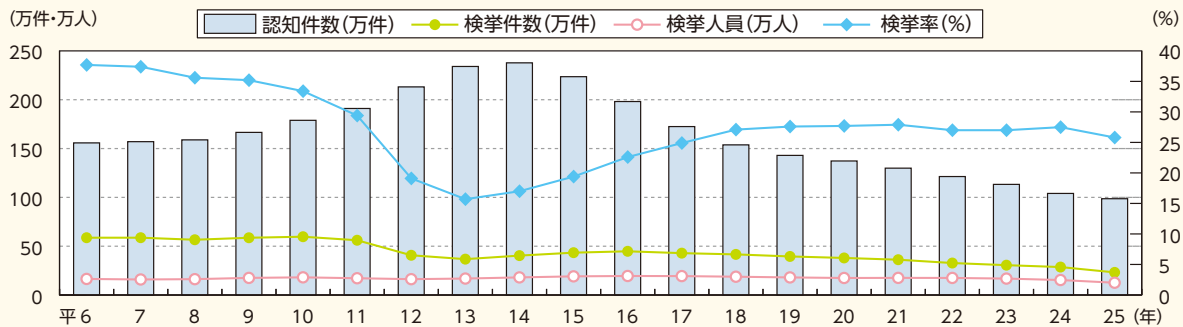
(4) 窃盗犯の認知・検挙状況

窃盗犯の認知・検挙状況の推移は、図表-16のとおりである。平成25年中の窃盗犯の認知件数は98万1,233件と、前年より7万8,027件(7.4%)減少し、昭和48年以降40年ぶりに100万件を下回った。

窃盗犯の検挙件数は、17年から連続して減少し、25年中は25万4,822件と、前年より3万1,814件(11.1%)減少した。また、検挙人員も17年以降減少傾向にあり、25年中は13万8,947人と、前年より1万4,917人(9.7%)減少した。

窃盗犯の検挙率は、刑法犯と同様、13年に15.7%と戦後最低を記録した後、緩やかに回復し、18年以降は27%前後で推移していたが、25年中は26.0%と、前年より1.1ポイント低下した。

図表-16 窃盗犯の認知・検挙状況の推移(平成6～25年)



図表-17 窃盗犯の認知・検挙状況の推移(平成16～25年)

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
認知件数(件)		1,981,574	1,725,072	1,534,528	1,429,956	1,379,892	1,308,427	1,229,181	1,152,289	1,059,260	981,233
検挙件数(件)		447,950	429,038	416,281	395,243	379,839	361,969	327,786	305,922	286,636	254,822
検挙人員(人)		195,151	194,119	187,654	180,446	174,738	175,823	175,214	168,514	153,864	138,947
検挙率(%)		22.6	24.9	27.1	27.6	27.5	27.7	26.7	26.5	27.1	26.0

2 窃盗犯捜査が抱える課題

窃盗犯の検挙件数は平成17年から連続して減少しており、14年から25年にかけての窃盗犯の検挙件数の減少数は、同期間の刑法犯全体の検挙件数の減少数の7割以上を占めている。

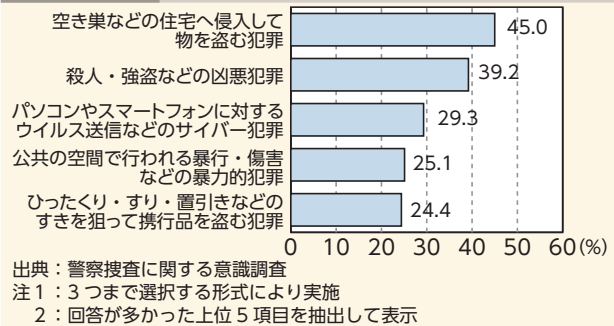
警察庁では、同年12月から26年1月にかけて、警察捜査に対する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、警察捜査に関する意識調査^(注1)を行った。同調査のうち、被害に遭うことに関して不安を感じる犯罪については、「空き巣などの住宅へ侵入して物を盗む犯罪」との回答が最も多かった。

このように、窃盗犯の検挙件数が減少していることは、国民の体感治安に悪影響を及ぼしかねない要因であり、警察捜査における重要な課題となっていることから、窃盗犯の余罪（被疑者の取調べの開始以降に同一被疑者による犯行であると裏付けられた別の事件）の検挙状況に焦点を当て、窃盗犯捜査が抱える課題について分析する。

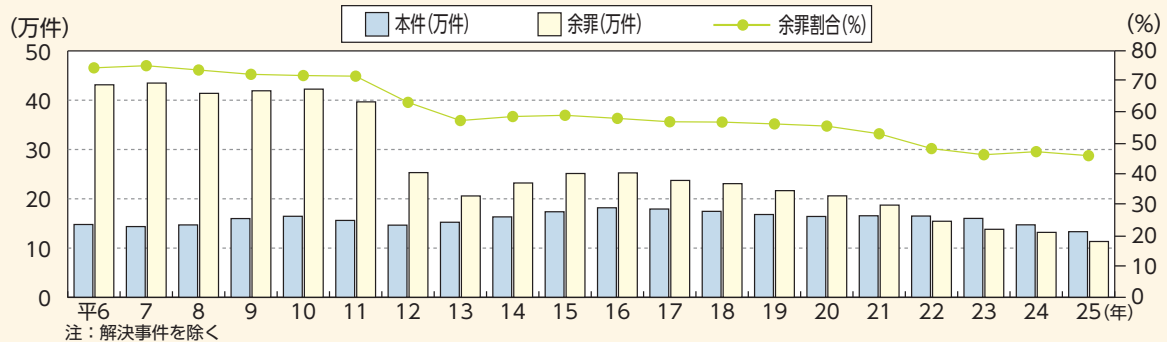
(1) 窃盗犯の余罪検挙状況の推移

窃盗犯の解決事件を除いた検挙件数の推移を本件^(注2)、余罪別で見ると、本件の検挙は近年減少傾向にあるものの、過去20年間は13万件以上で推移している。一方で平成25年中の余罪の検挙は、16年と比べて半減しており、検挙件数に占める余罪検挙の割合（以下「余罪割合」という。）も過去20年間で28.5ポイント低下するなど、近年、窃盗犯の余罪検挙が顕著に減少している。

図表-18 被害に遭うことに関して不安を感じる犯罪



図表-19 窃盗犯の余罪割合の推移（平成6～25年）



図表-20 窃盗犯の余罪割合の推移（平成16～25年）

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
検挙件数(件)		434,344	416,527	405,297	384,702	370,164	352,821	319,532	298,376	279,102	246,736
本件(件)		181,795	179,265	174,540	168,143	164,169	165,606	165,056	160,233	147,216	133,318
余罪(件)		252,549	237,262	230,757	216,559	205,995	187,215	154,476	138,143	131,886	113,418
余罪割合(%)		58.1	57.0	56.9	56.3	55.6	53.1	48.3	46.3	47.3	46.0

注：解決事件を除く

注1：意識調査は、インターネットアンケート形式による2段階調査（予備調査で適切な対象者を抽出した後本調査を実施。）を用いて実施した。予備調査は、インターネットアンケート登録モニターのうち20歳から69歳までの男女約278万人から無作為に抽出した約6万人を対象に実施し、過去1年以内に犯罪被害の経験がある者447人、過去5年以内に捜査協力の依頼を受けた経験がある者656人（それぞれ両方に該当する者158人を含む。）を抽出し、これらに無作為に抽出した1,055人を加えた合計2,000人を本調査の対象とした。回収数2,000人の男女内訳は、男性は1,210人（60.5%）、女性は790人（39.5%）であった。年代別では、20歳代は206人（10.3%）、30歳代は471人（23.6%）、40歳代は484人（24.2%）、50歳代は513人（25.7%）、60歳代は326人（16.3%）であった。

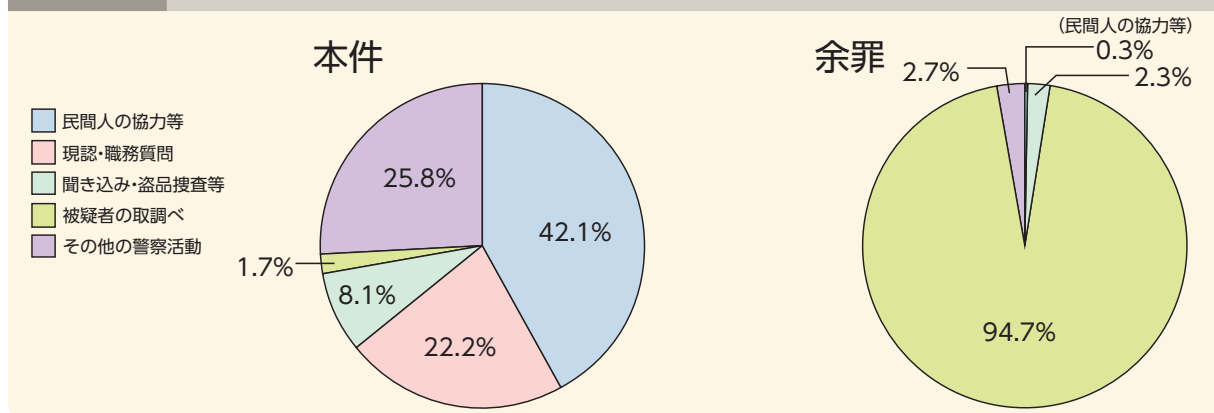
2：取調べを開始するまでにその被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当の証拠を収集した事件

(2) 窃盗犯の余罪検挙の端緒

図表-21のとおり、25年中の窃盗犯の本件検挙の端緒については、「民間人の協力等」(42.1%)、「現認・職務質問」(22.2%)を始め、様々な方法で入手している。一方、余罪検挙の端緒については、「被疑者の取調べ」(94.7%)がその大部分を占めている。

このように、窃盗犯の余罪捜査では、被疑者の取調べにおいて余罪に関する供述を得ることが欠かせないものとなっている。

図表-21 窃盗犯の検挙の端緒(本件・余罪別)(平成25年)



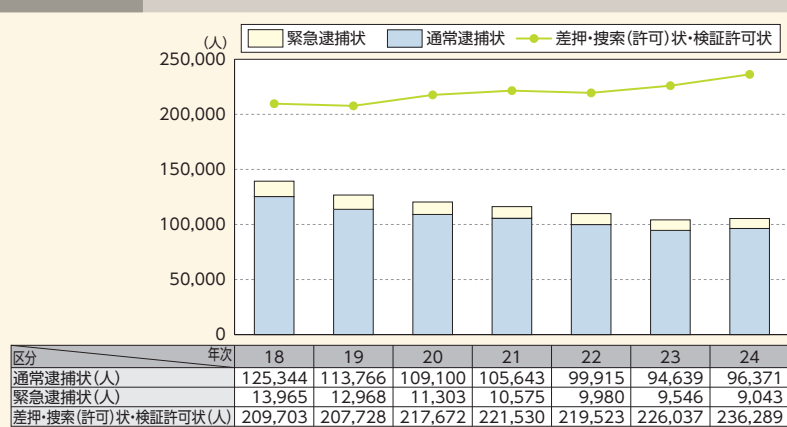
(3) 窃盗犯の余罪検挙減少の要因

窃盗犯被疑者の取調べにおける供述状況を見ると、窃盗事件でも否認事件の割合が増加している(注1)。被疑者が本件について否認している場合には、余罪に関する供述を得ることは困難である。また、本件について否認していない場合であっても、余罪に関する供述が得られるとは限らない。このように、被疑者から余罪に関する供述を得ることが困難になっていることが、窃盗犯の検挙件数を減少させている大きな要因と考えられる。

この背景には、一事件における捜査事項が増加していることや捜査を行う刑事部門の警察官が行うべき直接の捜査以外の業務が増加していること等が影響していると考えられる。例えば、図表-22のとおり、通常逮捕状及び緊急逮捕状の発付人員(注2)が減少傾向にある一方、差押・搜索(許可)状・検証許可状の発付人員(注3)は増加傾向にあり、一事件当たりの携帯電話等に係る照会、通信履歴の差押え等の捜査事項が増加していることがうかがわれる。

こうした捜査事項の増加のほか、相談業務(注4)や死体取扱業務(注5)の増加等により、被疑者の取調べ等に十分な時間を割くことが困難になっていること等が影響しているものと考えられる(注6)。

図表-22 令状の種類別発付人員(平成18~24年)



注：平成24年の差押・搜索(許可)状・検証許可状の発付人員は、記録命令差押許可状の発付人員を含む
出典：司法統計

注1：17頁参照
2、3：延べ人員
4：88頁参照
5：28、29頁参照
6：16、20頁参照

3 振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺の情勢と捜査上の課題

(1) 特殊詐欺の情勢

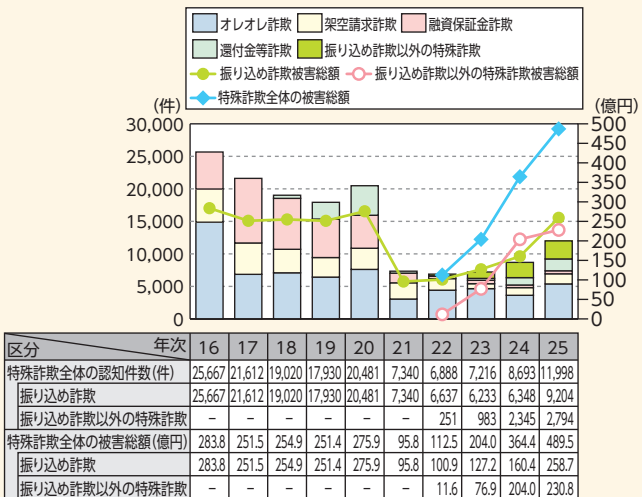
特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝も含む。）の総称であり、振り込み詐欺（オレオレ詐欺^(注1)、架空請求詐欺^(注2)、融資保証金詐欺^(注3)）及び還付金等詐欺^(注4)のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目等の詐欺がある。

平成15年5月以降、オレオレ詐欺の発生が目立ち始め、16年には、これを含めた振り込み詐欺の認知件数は2万5,667件、被害総額^(注5)は約283億8,000万円となった。その後、認知件数及び被害総額は共に高水準で推移したが、警察の取締活動の強化、ATM利用限度額の引下げの促進、金融機関職員等による顧客への声掛け等の官民一体となった予防活動、凍結口座の名義人に関する情報を金融機関に提供するなどの犯行に悪用される預貯金口座、携帯電話等への対策により、21年には、16年と比べ、それぞれ約3分の1にまで減少した。

しかし、23年以降、主に高齢者が被害者になっているオレオレ詐欺において現金を直接受け取る手口が広がり、その被害総額が増加した。また、22年頃から未公開株や社債の取引を装う金融商品等取引名目の詐欺等、振り込み詐欺には該当しない特殊詐欺が多発したため、警察では、これらについても振り込み詐欺と同様に対策の対象とすることとした。それ以降も、特殊詐欺全体の認知件数及び被害総額は、それぞれ増加を続けている。

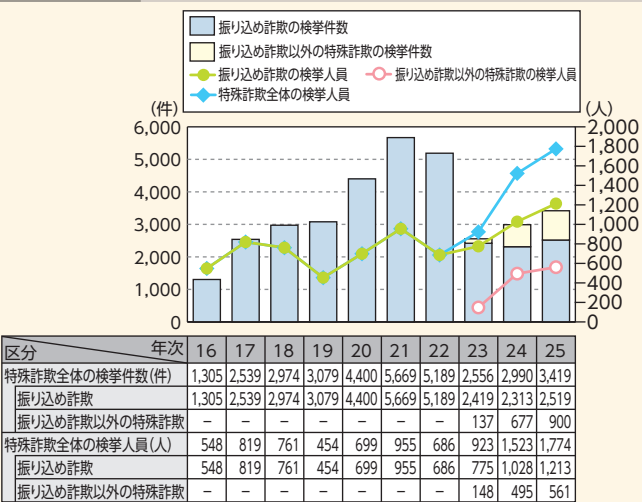
特に、被害総額については、1件当たりの被害額が大きくなりがちな、現金を直接受け取る手口のオレオレ詐欺や金融商品等取引名目の詐欺の多発により、25年中は約489億5,000万円に上り、過去最高となった。

図表-23 特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移（平成16～25年）



注：振り込み詐欺以外の特殊詐欺は、平成22年2月から集計

図表-24 特殊詐欺の検挙状況の推移（平成16～25年）



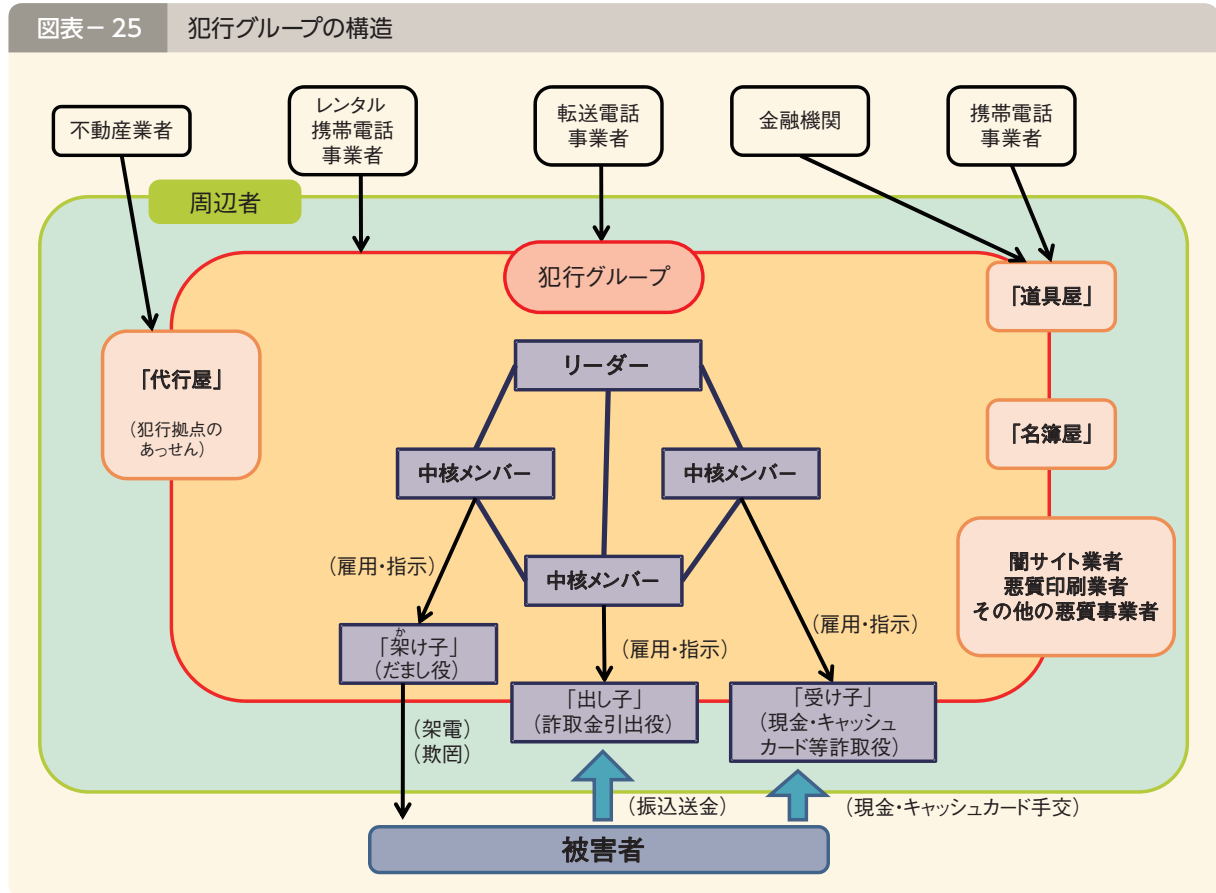
注：振り込み詐欺以外の特殊詐欺は、検挙件数・人員については平成23年1月から集計

注1：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 2：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 3：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
 4：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要の手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺（平成18年6月に初めて認知された。）
 5：特殊詐欺の被害により、被害者がだまし取られた金額に、キャッシュカードを直接受け取る手口におけるATMからの引出（窃取）額を加えたもの

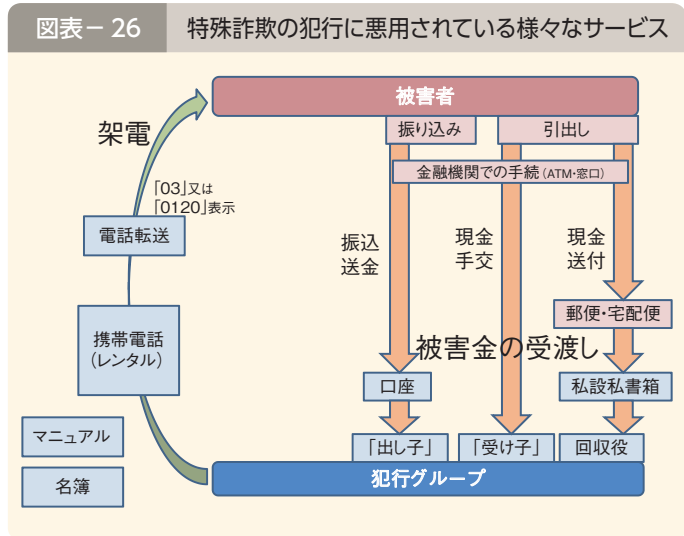
(2) 特殊詐欺事件捜査の課題

特殊詐欺事件の捜査では、末端被疑者の検挙のみならず、突き上げ捜査を通じた組織の壊滅が課題である。

図表-25のとおり、特殊詐欺の犯行グループは、リーダーや中核メンバーを中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」等が役割を分担し、グループ内でも連絡の痕跡を残さないようにしているため、犯行グループ全体の解明が困難となっている。



また、図表-26のとおり、特殊詐欺の犯行には、犯行の態様に依じて様々なサービスが悪用されている。被害者への連絡手段として、電話転送サービスやレンタル携帯電話が悪用されるほか、被害金の受け渡し的手段として、郵便や宅配便、他人名義の預貯金口座、私設私書箱等が悪用されている。特に、「道具屋」等が特殊詐欺の犯行に悪用されることを承知で本人確認が不十分なまま契約された携帯電話や他人名義の預貯金口座を犯行グループに供給し、これらが犯行に悪用されていることが、被疑者の特定を困難にしている。



4 組織犯罪の捜査が抱える課題

組織犯罪情勢については、平成25年中においても、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件や対立抗争事件が発生しているほか、25年中の覚醒剤の押収量が昭和31年以降で3番目の多さとなるなど、依然として厳しい状況にある。

(1) 暴力団犯罪捜査の課題

暴力団犯罪の捜査においては、犯人の検挙のみならず、組織の資金源や上位者の関与等の組織実態の解明も課題である。

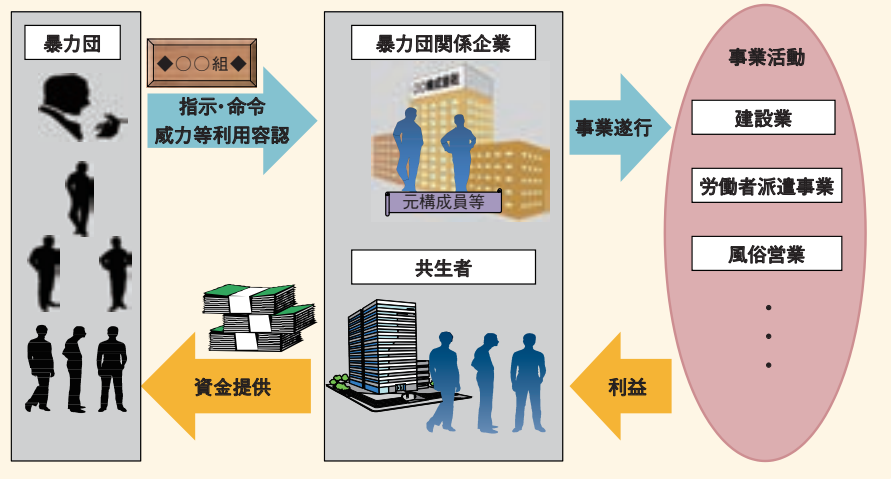
しかし、最近では、暴力団が一般の企業活動を仮装して各種の事業活動を行ったり、関係企業や共生者^(注1)を利用したりするなどして、資金獲得活動を行っている。このため、

暴力団関係の事業活動と一般の企業活動を見分けることが困難となり、暴力団の組織実態・活動実態が不透明化するとともに、事件の端緒を把握することが困難になっている。

また、暴力団は、犯罪を実行する者、見張りをする者、現場の下見をする者、逃走用車両を運転する者等に役割を分担し、犯行の際にはフルフェイスのヘルメット等を着用し、顔を隠すとともに、髪の毛等の物的証拠が残らないようにするなど、組織的・計画的に犯罪を敢行しているため、目撃者や物的証拠等が得られにくい。

さらに、暴力団は、警察による取締りを警戒し、構成員等に対する統制を強化するとともに、その意に沿わない事業者を報復・みせしめ目的で襲撃するなどしているため、暴力団関係者や暴力団犯罪の被害者から、組織に関する情報や被害に関する供述が得られにくくなっている。

図表-27 不透明化する暴力団の組織実態・活動実態



事例 1

Case

25年1月、会津小鉄会傘下組織幹部（54）らを詐欺罪で逮捕し、その捜査の過程で同幹部らが経営に関わっていた清掃業者2社が判明した。そのうちの1社は、暴力団排除条項^(注2)が設けられた契約書で京都府及び京都市と清掃業務の委託契約を結んでいた（京都）。

事例 2

Case

25年11月、建設会社社長が出勤のため自宅前に駐車中の車両に乗り込もうとした際、黒っぽいフルフェイスのヘルメットを着用した被疑者から刃物で頭部及び大腿部等を複数回刺され、重傷を負った（福岡）。

注1：122頁参照

注2：128頁参照

(2) 薬物犯罪捜査の課題

薬物犯罪の捜査においては、薬物乱用者の検挙のみならず、その背後にある薬物密輸・密売組織を壊滅し、違法薬物の供給を遮断することも課題である。

しかし、薬物犯罪は、直接の被害者が存在せず、秘密裏に敢行されることが一般的であることから、潜在化する傾向があり、取締機関が事件の端緒を把握することが困難な場合が多い。また、薬物犯罪は、暴力団や外国人犯罪組織等によって組織的に敢行される場合が多く、これらの組織は薬物の運搬・保管等の犯行の分業化、指示系統の複雑化、摘発時における供述内容の指示等により組織防衛を図る傾向があることから、組織の実態や供給ルート の 解明が困難となっている。

さらに、航空機の利用者の手荷物への隠匿、船舶コンテナ貨物の利用等の巧妙な手口の密輸事犯が敢行されているほか、近年では、いわゆる運び屋^(注1)が密輸事犯への関与の認識を否認したり、「脱法ドラッグ」^(注2)の使用者が薬物の違法性の認識を否認したりする事例もみられるなど、薬物犯罪の捜査は一層困難なものとなっている。

事例 1

Case

九州誠道会傘下組織構成員(52)を中心とする密売グループは、全国各地の密売人らに対し、宅配便を利用して、組織的に覚醒剤を密売していた。また、密売に当たっては、他人名義の預貯金口座を代金の振込先にするなど、組織防衛を図っていた。平成25年11月までに、同グループのメンバー及び同グループから覚醒剤を購入した密売人ら29人を覚せい剤取締法違反(営利目的譲渡)等で逮捕し、同構成員については、最終的に、より罰則の重い麻薬特例法^(注3)違反(業として行う譲渡)でも送致した(岡山、島根、兵庫、宮城、広島、三重)。

事例 2

Case

米国人の女(21)は、25年11月、南アフリカ共和国からアラブ首長国連邦、韓国を経由して福岡空港に到着した際、ブリーフケースの側面等に細工をして覚醒剤約2キログラムを隠匿していた。税関検査において覚醒剤が発見され、同人が報酬を得る目的で覚醒剤を日本国内へ持ち込もうとしていたことから、同人を覚せい剤取締法違反(営利目的輸入)で逮捕した(福岡)。



覚醒剤を隠匿するため細工されたブリーフケース



細工されたブリーフケース内に隠匿された覚醒剤

注1：航空機等を利用して薬物を密輸する役割を担う者をいい、薬物犯罪組織とつながりの薄い者がこれに当たることが多い。

注2：54頁参照

注3：国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

5 構造的な不正事案の情勢と捜査上の課題

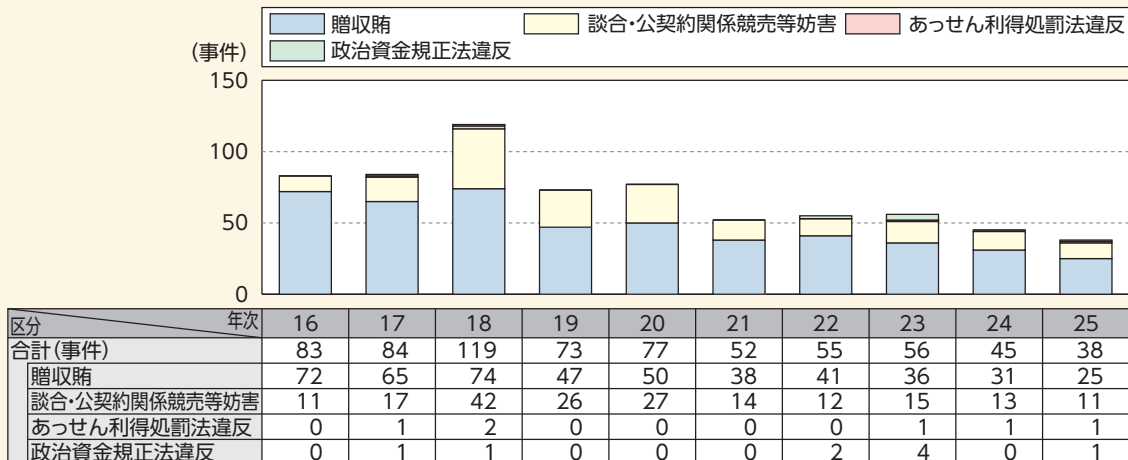
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国や地方公共団体の職員等による贈収賄事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、この種事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、この種事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。第23回参議院議員通常選挙（平成25年7月21日施行）における選挙期日後90日現在（25年10月19日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は133件、検挙人員は170人（うち逮捕者は52人）であった。

図表-28 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数の推移（平成16～25年）



注1：公職選挙法違反事件を除いている。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

事例 1

Case

元三原市議会議長（64）は、23年11月中旬頃、自己の支援者から、同支援者の子が職員採用試験の成績に関係なく採用されるよう同市職員に対して働き掛けてほしいとの請託を受け、同市幹部職員に対し、同支援者の子の採用をあっせんし、同年12月下旬頃、同支援者から謝礼として現金300万円の交付を受けた。25年8月、同議長を、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律違反（公職者あっせん利得）で逮捕した（広島）。

事例 2

Case

愛知県^{あいち}郡広域行政組合係長（38）は、22年11月初旬頃、土木建築等を業とする会社従業員から、同組合が発注する上水道工事の受注に関して、職務上不正な行為をしたことの謝礼として、大型自動二輪車1台（時価85万円相当）を収受した。25年3月、同係長を収賄罪で逮捕した（滋賀）。

コラム ① インターネット等を利用した選挙運動の解禁

平成25年4月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、インターネット等を利用した選挙運動が解禁されることとなり、第23回参議院議員通常選挙の公示日である同年7月4日から適用された。

インターネット等を利用した選挙運動の解禁に伴い、インターネット上での悪質な誹謗中傷、候補者へのなりすまし等の発生が懸念されたことから、警察では、選挙違反の取締り担当部門、サイバー犯罪捜査担当部門及び情報通信部門の連携を強化するとともに、各都道府県警察に電子メールによる選挙違反情報通報窓口を設置して違反取締りを推進した。

第23回参議院議員通常選挙期日後90日現在、インターネット等を利用した違法な選挙運動に対する検挙はなかったものの、25件の警告を行った。

(2) 経済をめぐる不正事案

企業の役職員らが企業の内部統制を逸脱したことによる違法事犯のほか、最近の経済状況を背景として、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、証券市場を舞台とした証券の発行や取引に関連した事犯が後を絶たない状況にある。また、国の補助金や生活保護費等の不正受給事犯も相次いで発生している。

警察では、これら企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、金融事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

これらの不正の背景には、企業や業界を取り巻く利権に絡む構造的な不正や反社会的勢力等の介在もみられることから、その摘発を図ることが課題となっている。

このような犯罪の捜査では、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察において、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

事例 ①

Case

和牛の預託等取引業を行う畜産会社の代表取締役(69)らは、繁殖牛の売買・飼養委託契約の締結について勧誘するに当たり、顧客に割り当てる繁殖牛が存在しないにもかかわらず、平成22年9月頃から23年7月頃にかけて、実在しない繁殖牛の耳番号を記載した契約書等を顧客に送付するなどし、繁殖牛の保有の状況につき事実と異なることを告げた。25年6月、取締役ら3人を特定商品等の預託等取引契約に関する法律違反(不実の告知)で逮捕した(警視庁、栃木)。

事例 ②

Case

会社代表取締役(45)らは、東日本大震災に伴う原発事故の損害賠償金名目で電力会社から現金をだまし取ろうと企て、同人らが事故当時から飲食店等を営業していた事実がないにもかかわらず、当該事実があるように装い、同事故によって来客数が減少し、営業損害を被った旨の内容虚偽の賠償金の請求書を同電力会社に送付し、24年8月頃から同年10月頃にかけて、賠償金として現金合計約4,300万円をだまし取った。25年9月、取締役ら7人を詐欺罪で逮捕した(福島)。

第2節

警察捜査を取り巻く環境の変容

刑法犯の認知件数は平成14年をピークに一貫して減少しているものの、警察捜査を取り巻く環境の変容により、犯人の追跡が困難になるとともに、警察捜査の在り方も変革を迫られている。本節では、こうした警察捜査に影響を与える社会情勢の変化や制度の変革に焦点を当てる。

1 社会情勢の変化

(1) 地域社会における人間関係の希薄化

我が国では、従来、近隣関係を中心とする地域社会において、強固な連帯意識や帰属意識が形成されていたが、高齢化の進展や地方から都市部への人口流入に伴い、単身独居世帯が増加する中、地域社会において、人間関係の希薄化が進んでいる。

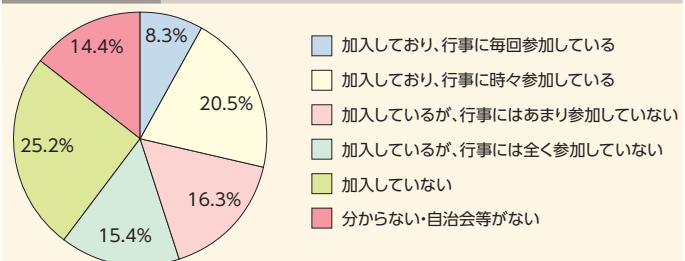
こうした状況は、警察捜査に関する意識調査の結果においても表れている。図表-29のとおり、地域の住民組織である自治会等へ加入しており、行事に毎回又は時々参加している者は、全体の28.8%にとどまっている。

また、自身が居住している地区に「付き合いのある友人」が何人くらいいるかについては、図表-30のとおり、「全くいない」と回答した者が35.7%、「1~2人」と回答した者が32.2%であり、これらが全体の約7割を占めた。また、「付き合いはないが顔見知りの知人」の人数については、「全くいない」と回答した者が23.1%、「1~2人」と回答した者が20.0%であり、これらが全体の約4割を占めた。

さらに、平日の昼間における留守の状況については、図表-31のとおり、「週3日以上」と回答した者が、全体の約4割を占めた。

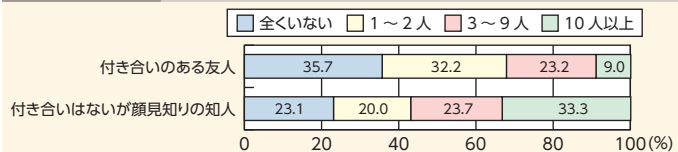
このように、警察が聞き込み捜査のような伝統的な捜査手法によって有力な情報を得ることが難しい状況となっており、図表-32のとおり、聞き込み捜査を被疑者検挙の端緒とした刑法犯の検挙件数は大きく減少している。

図表-29 自治会等への加入状況・行事への参加状況



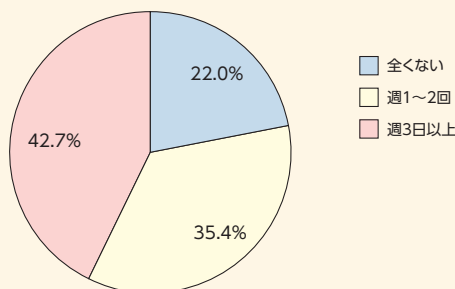
出典：警察捜査に関する意識調査

図表-30 付き合いのある友人、顔見知りの知人の人数



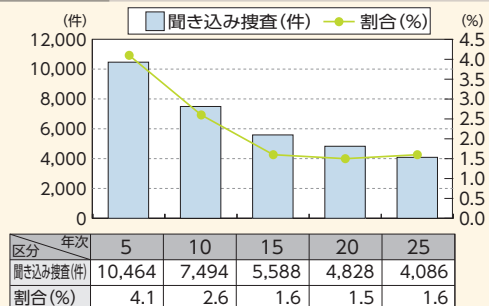
出典：警察捜査に関する意識調査

図表-31 平日の昼間における留守の状況



出典：警察捜査に関する意識調査

図表-32 聞き込み捜査を被疑者検挙の端緒とした刑法犯の検挙件数の推移 (平成5~25年)



注：余罪事件及び解決事件を除く

一方、近年では、防犯カメラが、駅の構内、コンビニエンスストア等の不特定多数の者が利用する場所に設置されるようになってきており、公共の安全を確保するために重要な役割を果たすようになってきている。

(2) 犯罪の痕跡を残さないための手段として悪用される各種サービス

通信、金融、運輸等の様々な分野における各種サービスが高度化し、国民生活や経済活動の利便性向上に大きく寄与している一方で、こうしたサービスの中には、犯罪の痕跡を残さないための手段として悪用されて捜査を困難にしているものがある。

① 携帯電話

携帯電話が急速に普及し、加入者数は増加の一途をたどっており、今や国民一人につき1台という時代になった。

携帯電話について

は、その契約の際に、偽造の身分証明書の使用、偽装養子縁組による氏名の変更、架空会社名義の使用等により不正な契約をする事案や、レンタル携帯電話事業者による利用者の本人確認が徹底されていない事案等があり、契約者・利用者の特定が困難となっている。

こうした中、携帯電話が、犯罪の痕跡を残さないための手段として犯罪に悪用される事案が多発している。例えば、警察庁において、平成25年5月1日から同月31日までの間、全国の都道府県警察で検挙した特殊詐欺事件の犯行グループの被疑者が所持していた携帯電話の名義について調査した結果、図表-34のとおり、約6割が他人名義の携帯電話であった。

② インターネット

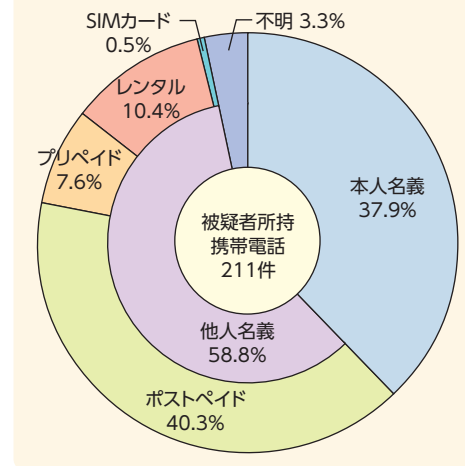
インターネット利用者数が増加を続ける中、インターネットの匿名性についても、犯罪に悪用されている。

図表-33 携帯電話加入契約数の推移 (平成21~25年度)

区分	年次	21	22	23	24	25
携帯電話加入契約数 (PHSを含む):万加入		11,630	12,329	13,276	14,113	14,956

出典：総務省「電気通信サービスの加入契約数等の状況」

図表-34 特殊詐欺事件の犯行グループの被疑者が所持していた携帯電話の名義 (平成25年5月)



図表-35 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移 (平成16~25年)

区分	年次	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
利用者数(万人)		7,948	8,529	8,754	8,811	9,091	9,408	9,462	9,610	9,652	10,044
人口普及率(%)		66.0	70.8	72.6	73.0	75.3	78.0	78.2	79.1	79.5	82.8

出典：総務省「平成25年通信利用動向調査の結果」

事例

Case

サイト運営会社の代表取締役(40)らは、24年4月から同年5月にかけて、同人らが運営する出会い系サイトにおいて、芸能人等を装った従業員から、同サイトに会員登録した男へメールを送信させるなどし、同男から同サイトの利用料金として合計約137万円をだまし取った。25年7月までに、同人ら10人を詐欺罪で逮捕した(警視庁)。

③ その他のサービス

現金を預貯金口座に振り込ませる手口の特殊詐欺が依然として多発している。預貯金口座は、携帯電話と同様に、架空の人物や第三者になりすました者により開設されたり、正規に開設されたものが売買されたりして、犯罪収益の集金・送金手段として悪用されている。また、近年、私設私書箱と呼ばれる郵便物受取サービスが普及し、詐欺の被害金の送付先や不正に売買等された預貯金口座の通帳等の受取場所としても悪用されている実態がみられる。

2 警察捜査をめぐる制度の変革

一連の司法制度改革による裁判制度やその運用の変革により、公判中心主義^(注1)の実現が図られた一方、警察では、これに対応するため、取調べの録音・録画の試行や客観証拠の収集の徹底に取り組むなど、警察捜査の在り方は変革を迫られている。こうした中、公訴時効の廃止・延長に伴い捜査期間が長期化していることもあり、警察捜査における業務が増大していることにも留意する必要がある。

(1) 取調べをめぐる環境の変化

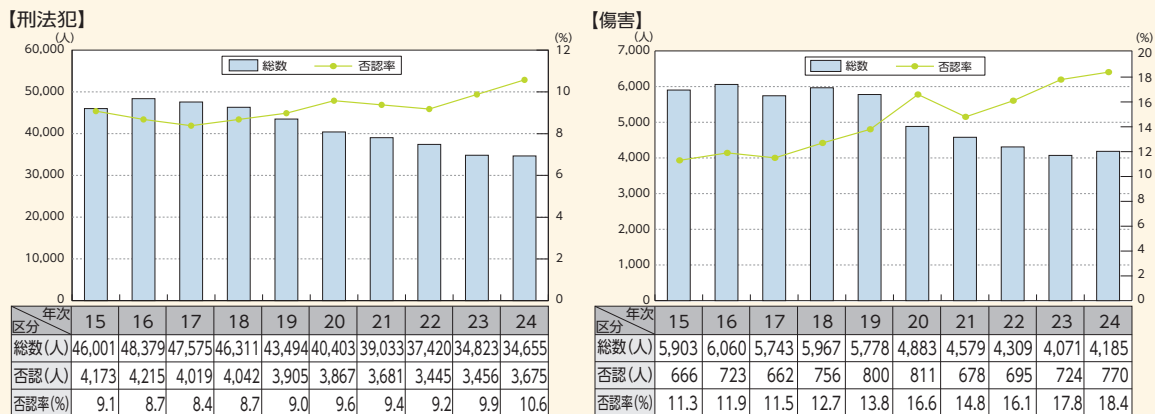
一連の司法制度改革において、裁判員制度が導入された一方で、否認事件が増加しており、取調べをめぐる環境は目まぐるしく変化している。また、警察では、裁判員裁判における供述の任意性、信用性等の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、取調べの録音・録画の試行を実施している。

① 否認事件の増加

図表-36のとおり、傷害、詐欺、窃盗等の罪種において、通常第一審事件^(注2)の手続が終局した時点^(注3)において否認^(注4)する者の割合は増加傾向にある。

事件の真相の解明、余罪に関する情報の入手等のために、取調べが果たす役割は極めて大きい。しかし、こうした否認事件の増加から、捜査段階において、警察での取調べにより真相を究明することが困難となっている状況がうかがわれる。

図表-36 通常第一審事件の終局人員における否認率（平成15～24年）

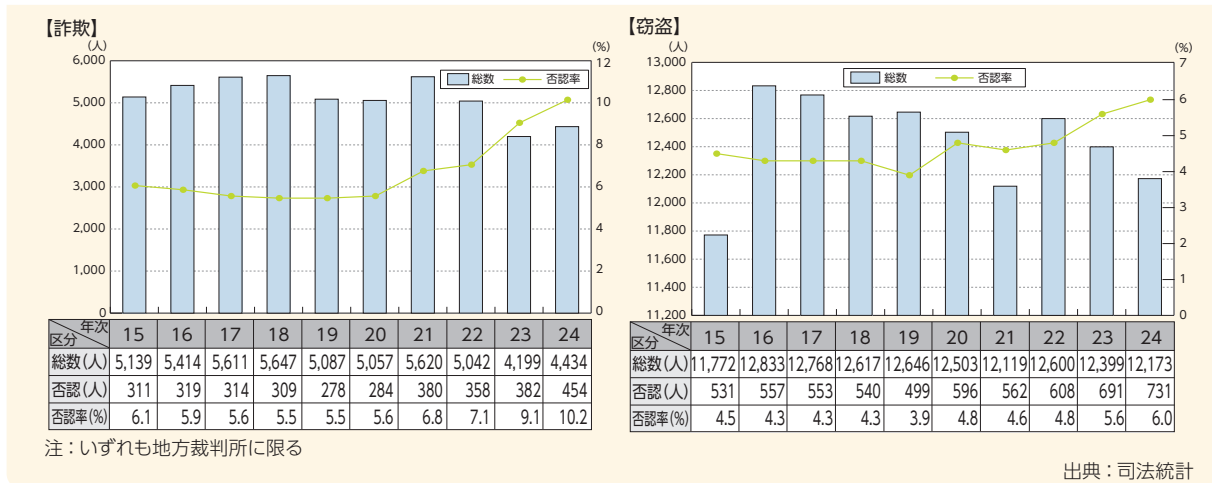


注1：公開の法廷において、裁判所自らが公判廷で証拠や証人を直接調べて評価するとともに、検察官と弁護人らは口頭で主張、立証することによって、刑事責任の存否・程度を確認すること。一連の司法制度改革においては、特に争いのある事件については、明確化された争点をめぐって、検察官と弁護人らが活発に主張、立証を行い、それに基づいて裁判官や裁判員が心証を得ていくという本来の公判の姿にするための諸方策が検討された。

2：地方裁判所に限る。

3：通常の公判手続による事件（略式事件以外の事件）の第一審において、判決が言い渡されるなどして、第一審の手続が終了した時点

4：一部否認及び黙秘を含む。



② 被疑者に対する弁護活動

平成18年10月、被疑者に対する国選弁護人制度が導入され、捜査段階から国選弁護人が選任されることにより、弁護人の早期の争点把握が可能となり、刑事裁判の充実・迅速化が図られた。

警察では、対象事件の被疑者に対して同制度の教示を徹底するとともに、被疑者から同制度利用の申立てがなされた場合には、裁判官及び弁護士会への取次業務を速やかに行っている。また、判例の動向を踏まえ、取調べ中の被疑者について弁護士等から接見の申出があった場合には、できる限り早期に接見の機会を与えるように配慮している。

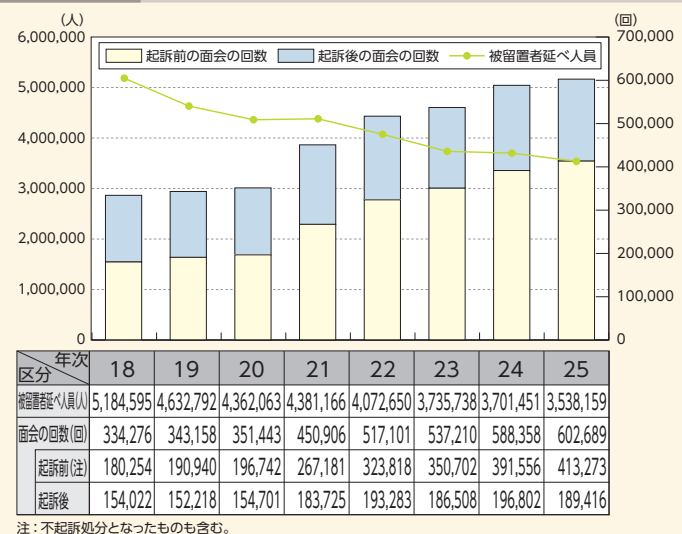
なお、図表-37のとおり、同制度が導入された18年以降、被留置者の年間延べ人員は減少傾向にある一方、被留置者と弁護人等(注1)との面会回数(注2)は増加し続けている。

③ 裁判員制度の導入と取調べの録音・録画の試行

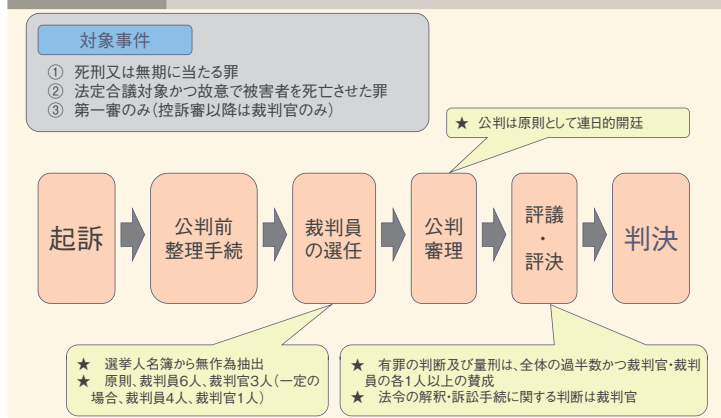
ア 裁判員制度

裁判員制度は、地方裁判所における一定の重大な事件の刑事裁判において、一般の国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に公判審理と裁判に参加する制度である。裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者から無作為抽出の方法で選ばれた裁判員候補者名簿に登載された者の中から事件ごとに選任され、裁判体は、原則として裁判官3人、裁判員6人の合計9人によって構成される。

図表-37 被留置者と弁護人等との面会回数(平成18~25年)



図表-38 裁判員制度の概要



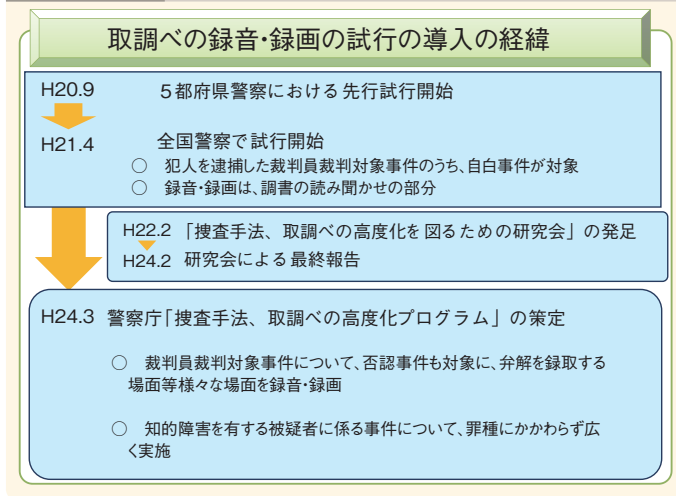
注1：弁護人又は弁護人になろうとする者

注2：私選弁護人及び国選弁護人それぞれの面会回数の合計数

イ 取調べの録音・録画の試行の導入の経緯

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、20年9月から警視庁等において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月からは全ての都道府県警察で試行を開始した。24年4月からは、裁判員裁判対象事件について、自白事件に限らず必要に応じて否認事件等にも試行を拡大するとともに、様々な場면을対象に試行を実施している。また、同年5月からは、知的障害を有する被疑者に係る事件についても試行を開始している。

図表-39 取調べの録音・録画の試行の導入の経緯



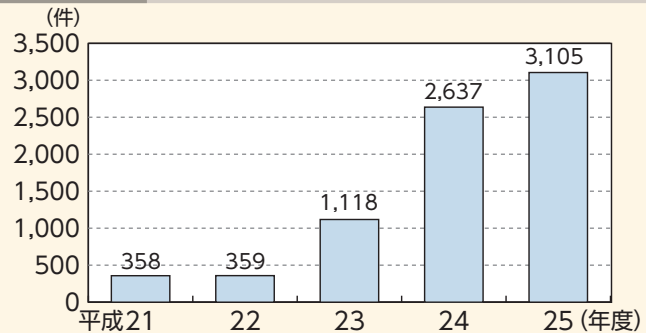
ウ 取調べの録音・録画の試行の実施状況

裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施件数については、図表-40のとおり、全国で試行を開始した21年4月以降年々増加している。また、知的障害を有する被疑者に係る事件については、試行を開始した24年5月から26年3月にかけて、合計2,023件となっている。

警察において取調べの録音・録画を実施する際は、まず、事前に、捜査幹部と取調べ警察官が、事件内容や被疑者の性格等を考慮し、質問内容や録音・録画する場面等を個々具体的に検討する。録音・録画は、補助者を立ち合わせた上で実施し、終了後は、捜査幹部が取調べ状況を確認したDVDを視聴してその内容を確認している。

取調べの録音・録画の試行は、警察の物的・人的負担につながっている側面もある。例えば、警察庁と都道府県警察は、25年度末までに録音・録画装置を合計1,116式整備し、その経費として約10億8,500万円を要した。また、25年度における裁判員裁判対象事件等として報告があった検挙件数は3,315件であり、そのうち録音・録画を実施した事件は3,105件で、DVDの視聴や録音された音声等の文書化といった新たな業務が生じている。

図表-40 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施件数(平成21~25年度)



取調べの録音・録画の試行の実施状況(イメージ)

（2）公判における客観証拠の重視に伴う業務の増加

裁判員制度の導入に伴い、公判において裁判員の的確な心証形成に資する客観証拠がより重視されるようになってきている。捜査の在り方が問われる深刻な無罪事件が相次いだことも受け、警察においては、客観証拠の収集の一層の徹底を図るなどしている。このような客観証拠重視の流れは、犯罪の効果的な立証に資する一方、客観証拠の収集、鑑定等に関する業務の増加にもつながっており、捜査上の制約になっている。

① 裁判員制度を踏まえた客観証拠の収集

裁判員制度の下では、一般国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官と共に被告人の有罪・無罪及び量刑を決めることとなる。

このことを受け、警察では、法律の専門家ではない裁判員であっても、的確な心証形成が可能となるよう、事件現場における遺留物等犯行の裏付けとなる客観証拠の収集を徹底するため、初動捜査体制を強化している。

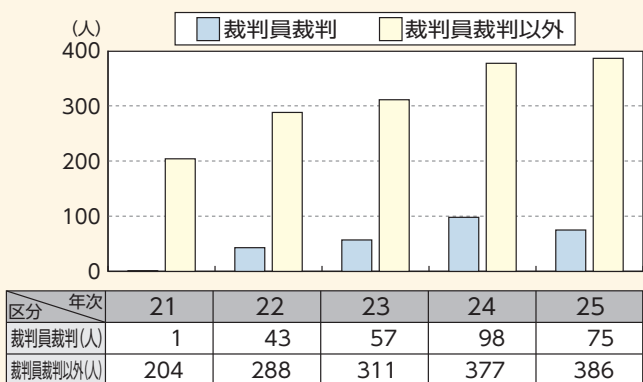
② 客観証拠の収集、鑑定等の手続における業務の増加

図表－41のとおり、鑑識関係の業務に携わる職員が証人として公判出廷する機会が増えている。

例えば、犯行現場における客観証拠の収集状況や、警察におけるDNA型鑑定の鑑定手続等、警察が適正に客観証拠の収集・鑑定を行ったかについて証言を求められる場合が多い。

このような公判における立証活動に対応するための業務が増大している。

図表－41 鑑識関係業務証人出廷状況（平成21～25年）



（3）公訴時効の廃止・延長に伴う捜査期間の長期化

平成22年4月、重要凶悪事件の公訴時効を廃止・延長すること等を内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が施行された^(注)。

警察では、未解決事件の捜査期間の長期化に的確に対応し、重要凶悪事件の解決を望む国民の期待に応えるため、未解決事件の解決に必要な捜査体制を整備している。捜査本部を設置した事件については、事件が解決するまで必要な体制を維持しつつ、捜査方針の再検討、新たな情報の収集、各種情報の見直し、有力情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定等を実施している。また、公訴時効が廃止され又は延長された罪に係る事件については、捜査本部を設置していないものであっても、捜査本部設置事件に準じた捜査を推進している。一方で、このような取組は他の事件に捜査員を投入する上での制約とならざるを得ない側面もある。

注：同法の施行により、例えば、殺人罪（既遂）や強盗殺人罪など、「人を死亡させた罪」のうち、法定刑の上限が死刑であるものについて、公訴時効が廃止されるとともに、それ以外の「人を死亡させた罪」についても、公訴時効が延長された。

3 急速に進む世代交代

警察官が大量退職し、平成15年から10年間で地方警察官(注1)の4割以上が入れ替わるなど、急速に世代交代が進んでいる(注2)。これは、刑事部門においても例外ではなく、多くの捜査員が退職する一方、若い捜査員が多数任用されている。

このような中、地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が少なくなってきたり、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

(1) 急速に進む世代交代

警察署の刑事部門においては、多くの捜査員が退職する一方、若い捜査員が多数任用されており、若年化が進むとともに、捜査経験が豊富な捜査員が少なくなっている。

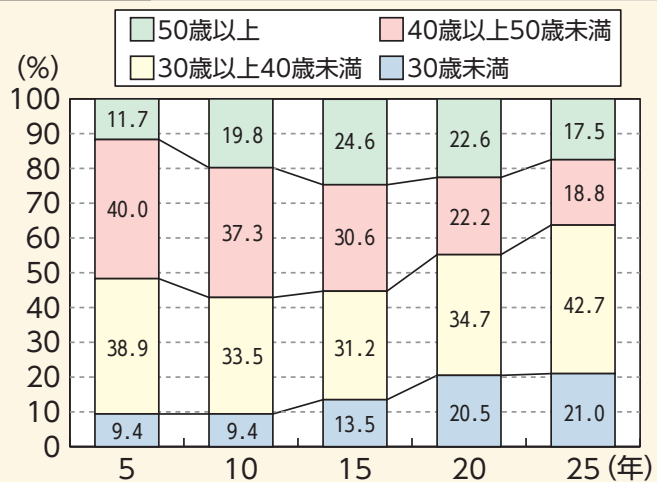
① 年齢構成の推移

警察署の捜査員の年齢構成をみると、30歳未満の捜査員の割合は上昇傾向にあり、平成5年には9.4%であったが、25年は21.0%と2倍以上に上昇した。一方、40歳以上の捜査員の割合は低下傾向にあり、5年には51.7%と全体の半数以上を占めていたが、25年には36.3%と全体の約3分の1となった。このように、過去20年間で、相当程度の若年化が進んでいる。

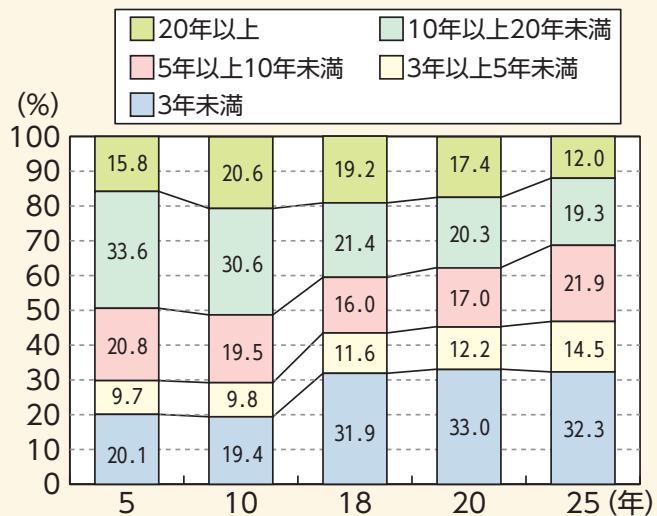
② 経験年数の推移

警察署の捜査員の捜査経験年数をみると、捜査経験年数が3年未満の捜査員の割合は上昇傾向にあり、5年には20.1%であったが、25年には32.3%と1.5倍以上となった。一方、捜査経験年数が10年以上の捜査員の割合は低下傾向にあり、5年には49.4%と全体の約半数を占めていたが、25年には31.3%と全体の3分の1以下となった。このように、過去20年間で、捜査経験が豊富な捜査員の割合が相当程度低下している。

図表-42 警察署の捜査員の年齢構成の推移(平成5~25年)



図表-43 警察署の捜査員の捜査経験年数の推移(平成5~25年)



注1：都道府県警察の警視正以上の階級の警察官である地方警務官を除く、都道府県警察の警察官

注2：192頁参照

(2) 捜査技能の伝承に関する課題

警察署において、捜査経験が豊富な捜査員が少なくなっていることを背景に、捜査技能の伝承について、従来の方法によらない新たな方法を活用する必要性が生じている。

① 捜査技能の習得方法

捜査に当たっては、捜査手法、適用法令等に関する知識だけでなく、事件の端緒情報の収集、取調べ等を的確に行う捜査技能が必要となる。捜査を進める上では、刻々と変化する状況に応じ、臨機応変に判断することが求められるため、こうした技能の習得には、実践的な訓練が必要となる。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニング（以下「OJT」という。）により伝承されてきた。

② 捜査技能の伝承

捜査経験が豊富な捜査員が少なくなっている中、取調べ等の捜査技能をいかにして若手捜査員に伝承していくかが課題となっている。

特に警察署において、世代交代が急速に進み、捜査経験が豊富な捜査員が少なくなっている一方、多くの若手捜査員が任用されていることから、一人一人の若手捜査員に対して実務を通じて捜査技能について指導する期間が短くなっている。このため、指導に当たる捜査員には、短期間で捜査技能を習得させられるよう、より効率的で合理的な指導を行うことが求められている。

また、若手捜査員は、短期間で捜査技能を習得することはもちろん、捜査経験年数が短くとも、新たに任用された捜査員の指導に当たることが求められている。

このように、OJTによる方法のみでは捜査技能の伝承が困難となる中、体系的に捜査技能が伝承されるよう、組織的な取組を進める必要がある。

コラム ②第一線における捜査技能の伝承

警視庁町田警察署刑事課強行犯係 むらかみ たかし 村上 高志 巡査部長

私は現在、警視庁町田警察署刑事課の強行犯捜査係で、性犯罪や強盗事件の捜査を担当しています。

私が捜査の基本を叩き込まれたのは、前任の警察署に設置された特別捜査本部で捜査第一課の上司と組んで捜査に従事していたときでした。捜査活動を通じての経験と上司からの継続した指導のおかげで、仕事の段取りから取調べ等の捜査技能に至る捜査の基本を身に付けることができました。例えば、取調べ技能については、上司の取調べを実際に見聞きすることによって、被疑者との信頼関係の形成や、質問を切り出すタイミング等を見習い、また、上司から受けた指導を踏まえながら取調べを経験することによって身に付けてきました。

昇任して町田警察署の刑事課に配属され、巡査部長として先頭に立って捜査に当たることとなりました。刑事課では次々と新任捜査員が任用されており、私も部下の指導を任されることになりました。しかし、刑事課での勤務は、次々に発生する事件の捜査、被害相談への対応、証拠品の管理業務に追われ、多忙を極めます。このような中で、実際の捜査を通して部下を丁寧に指導する時間を確保することは難しいと実感しています。また、刑事に任用されたばかりの部下に対する捜査技能の伝え方に苦心しており、捜査活動以外での訓練の機会や、様々な捜査技能を整理し分かりやすく説明した教材があれば、活用したいと考えています。

上司から学んだ捜査技能を可能な限り部下に伝えていき、共に成長していきたいと思っています。



第3節

警察の取組

本節では、第2節で述べたような警察捜査を取り巻く環境の変容に対応するための警察の取組を紹介する。

1 社会情勢の変化を受けた取組

(1) 犯人の事後追跡可能性の確保

地域社会における人間関係の希薄化により、聞き込み捜査といった伝統的な捜査手法による情報の入手が困難となったり、インターネット、携帯電話等のサービスが犯罪に悪用され、犯人の追跡が困難となったりする一方、防犯カメラ画像が被疑者の検挙への有力な証拠になるなど、犯罪と犯人とを結び付ける事後追跡可能性を確保する手段は多様化しており、犯人につながる痕跡をどのように確保していくかが重要な課題となっている。

① 防犯カメラ画像の活用

防犯カメラ画像は、被疑者の特定や犯行の立証に有効であることから、事件関係者の足取りの確認、防犯カメラ画像を公開しての追跡捜査等、警察捜査における様々な場面で活用されている。

防犯カメラ画像の分析結果から被疑者の検挙に結び付いた事件の中には、被害者と全く面識がない被疑者による偶発的な犯行によるものもあり、防犯カメラ画像は、今や警察捜査に欠かせないものとなっている。

事例

Case

平成24年5月、東京都内の地下鉄副都心線渋谷駅構内において、通行中の男性が背後から刃物で刺されて重傷を負う事件が発生した。

警察で直ちに駅構内に設置された多数の防犯カメラを精査した結果、犯行の状況及び電車を乗り継いで逃走する被疑者の画像を確認した。これらの画像をテレビ等を通じて一般に公開した結果、多くの情報が寄せられ、発生から2日後に被疑者の検挙に至った（警視庁）。

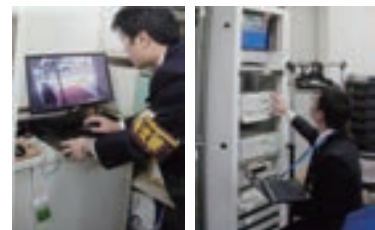
図表-44 防犯カメラにより確認された被疑者の逃走経路



ア 防犯カメラ画像の迅速な収集・分析

防犯カメラ画像が記録されているハードディスク等の記録媒体は、一定期間を過ぎるとデータが上書きにより消去されるものが多い。データが上書きにより消去されるまでの期間は、防犯カメラが設置されている施設や機種ごとに異なるが、数日程度と短いものもある。そのため、警察が事件を認知し、防犯カメラ画像の入手を試みた時点で、捜査に必要な部分が上書きされ、残っていないという場合も少なくない。

警察では、事件発生後、迅速に防犯カメラ画像を収集・分析するための体制の構築を進めている。



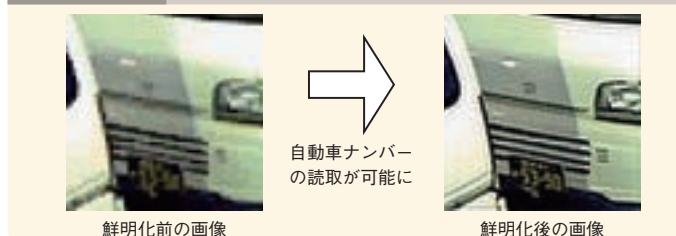
防犯カメラ画像の収集

イ 防犯カメラ画像の活用のための技術開発

警察で収集した防犯カメラ画像は、録画装置の性能や撮影条件等により画像が不鮮明な場合があり、分析に支障を来すことがある。

警察では、画像を鮮明化するための技術開発を進めている。

図表-45 画像の鮮明化技術



コラム ③防犯カメラ画像を活用した迅速かつ効率的な犯人追跡

警視庁では、部門を超えて捜査支援や事件情報の分析を行う捜査支援分析センターを設置し、防犯カメラ画像の活用が期待される事件の発生時には、捜査部門と連携して防犯カメラ画像の収集・分析に当たっている。

防犯カメラの機種は様々であるため、その画像を収集する際には、防犯カメラの管理者に機械の操作を依頼する場合が多い。このため、同センターでは、様々な機種の画像の収集・分析が可能な装置を用いて、管理者の負担の軽減に配慮しながら、犯行時間や犯人の逃走方向を予測・特定することにより、犯人を迅速かつ効率的に追跡し、検挙している。

② 公開捜査と捜査特別報奨金制度

聞き込み捜査を始めとする伝統的な「人からの捜査」による情報入手が困難となる中、警察では、インターネット等の様々な媒体を活用して、不特定多数の国民から事件に関する情報を入手するための取組を進めている。

都道府県警察では、国民に対し、ポスター、ウェブサイト等の様々な媒体を活用して、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けるほか、必要に応じ、被疑者の氏名、被疑者が映った防犯カメラ画像等を広く一般に公表して公開捜査を行ってきた。

これに加えて、警察庁では、19年度から捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）を導入し、警察庁のウェブサイト等で対象となる事件等について広報しており、こうした取組により、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の解決を図っている。



手配ポスター（島根県警察）

事例

Case

7年3月に発生した地下鉄サリン事件の特別手配被疑者について、捜査特別報奨金対象事件として、懸賞金の上限額を800万円まで増額して国民に情報提供を呼び掛けた。その後の捜査で判明した被疑者の潜伏場所の周辺の防犯カメラ画像を収集・分析し、被疑者と認められる画像や動画を公開して被疑者を追跡した結果、住民等からの情報提供により、24年6月、逃亡中の特別手配被疑者を発見し、逮捕した（警視庁）。

③ 自動車ナンバー自動読取システムの整備

自動車盗を始めとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

④ 犯罪の痕跡を残さないための手段として悪用されている各種サービスへの対策

携帯電話、インターネット、預貯金口座等のサービスは、悪用された場合、犯罪の痕跡が残らないという側面があることから、こうしたサービスへの対策のため、警察では、民間事業者と連携した取組を進めている。

ア 携帯電話

携帯電話事業者は、携帯電話の契約に際しては、携帯電話不正利用防止法^(注1)により、契約者に対する本人確認が義務付けられている。しかし、本人確認が不十分であったり、偽変造された本人確認書類が用いられたりすることにより、携帯電話が不正に取得され、犯罪に悪用される場合がある。これらの携帯電話は、契約者（名義人）と実際の使用者が異なっているため、実際の使用者を特定することが困難となることから、警察では、次のような取組を進めている。

○ 本人確認の徹底

警察では、携帯電話事業者等に対し、偽変造の疑いがある本人確認書類による契約の申込みがあった場合の警察への通報を依頼するなど、民間事業者における契約者の本人確認の徹底を促している。

また、特殊詐欺等の捜査の過程において把握した事案も含めて、携帯電話を不正に契約した者、犯罪に悪用されることを知りながら携帯電話の販売やレンタルをした事業者等については、詐欺罪や携帯電話不正利用防止法違反等による検挙に努めている。



リーフレット（総務省・警察庁）



レンタル携帯電話会社の代表取締役（32）は、平成24年10月、詐欺に悪用されることを知りながら、他のレンタル携帯電話会社から有償で貸与されている携帯電話のSIMカード^(注2)を契約者の本人確認をせず詐欺の犯行グループのメンバーに貸与した。25年1月、同グループの犯行を容易にしたとして、同人を詐欺罪の幫助で検挙した（大分）。



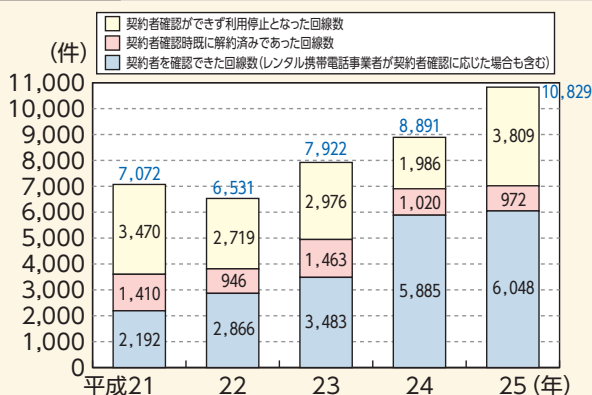
SIMカード

○ 契約者確認の求め

警察では、携帯電話が犯罪に悪用されていると認められる場合、携帯電話不正利用防止法に基づき、携帯電話事業者に対し、当該携帯電話の契約者に契約者情報を確認するなどして本人確認を行うよう求めており、警察からこれを求めた件数は年々増加している。

なお、警察から契約者の確認を求められた携帯電話事業者は、契約者が本人確認に応じない場合には、同法に基づき、携帯電話の利用を停止する措置を執っている。

図表-46 警察が契約者の確認を求めた状況（平成21～25年）



※ 警察署長からの要請を受け契約者確認を実施した結果について、携帯電話事業者から警察庁に報告のあった回線数を集計したもの

注1：携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

注2：契約者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体であって、携帯電話端末等に取り付けることによって通話が可能になるもの。平成20年6月、携帯電話不正利用防止法が改正され、SIMカード単体の不正売買も処罰の対象となるとともに、レンタル携帯電話事業者に対して、より厳格な本人確認の実施及び本人確認記録の作成・保存義務が課せられている。

コラム ④ レンタル携帯電話の悪用への対策

レンタル携帯電話が犯罪に悪用された場合、携帯電話事業者にとっての直接の契約者はあくまでレンタル携帯電話事業者であるため、レンタル携帯電話の使用者である実際の利用者（犯罪に悪用されるときは犯人）の本人確認まで行うことができない。警察では、レンタル携帯電話が犯罪に悪用されていると認められた際は、当該レンタル携帯電話を貸与したレンタル携帯電話事業者において、契約約款に基づき、迅速に解約するよう促している。

また、携帯電話事業者に対しては、携帯電話不正利用防止法違反で検挙したレンタル携帯電話事業者の保有回線を全て確認し、契約者の本人確認を行わずに貸与していたことが判明した回線等に係る契約を解除するとともに、当該レンタル携帯電話事業者との新規契約を拒否するよう促している。

イ インターネット

サイバー空間は、匿名性が高く、犯罪の痕跡が残りにくいといった特性を有していることから、警察では、民間事業者と連携し、次のような取組を進めている。

○ インターネットカフェ利用者の本人確認に向けた取組

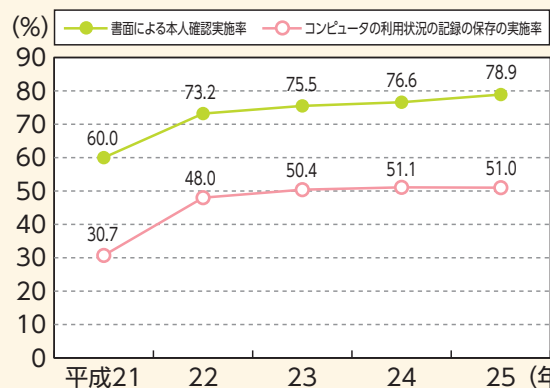
インターネットカフェのコンピュータが犯罪に悪用された場合、事業者が利用者の本人確認を行い、その利用状況を記録していなければ、犯罪に悪用されたコンピュータを特定することができたとしても、これを悪用して犯罪を行った者を特定することは困難となる。

警察庁では、都道府県警察を通じて、インターネットカフェ事業者における書面による本人確認やコンピュータの利用状況の記録の保存の実施率について調査を行っている。これらの実施率はいずれも増加傾向にあるものの、コンピュータの利用状況の記録を保存する事業者は、未だ半数程度にとどまっている。

インターネットカフェを悪用した犯罪等を防ぐため、警察では、インターネットカフェ事業者における、書面による本人確認、コンピュータの利用状況の記録の保存等を推奨している。日本複合カフェ協会^(注1)においても、業界として更なる社会的責任を果たしていくことを目的として、加盟店舗に対して書面による本人確認を推奨するなどの取組が行われている。

なお、東京都では、インターネットカフェを悪用した犯罪の防止等を図るため、22年からインターネット端末利用営業の規制に関する条例により、インターネット端末利用営業者^(注2)に対し、書面による本人確認、コンピュータの利用状況の記録の保存等が義務付けられている。

図表－47 インターネットカフェについての調査結果（平成21～25年）



注1：平成13年7月に設立されたインターネットカフェ、漫画喫茶等の業界における唯一の事業者団体であり、業界の健全発展等を図るため、運営ガイドラインを策定し、これに従った店舗運営を加盟店舗に推奨している。

注2：個室等を設け、顧客に対し、インターネットを利用することができる通信端末機器を提供して当該個室等においてインターネットを利用できるようにする役務を提供する者

○ 通信履歴の保存に向けた検討

我が国では、プロバイダ等の事業者において、通信履歴を平素から保存しなければならないこととする制度が存在しないため、サイバー犯罪等に対処する際に、犯人の追跡が困難となる場合がある。

25年12月に閣議決定された「[「世界一安全な日本」創造戦略]」では、「サイバー犯罪に対する事後追跡可能性を確保するため」「関係事業者における通信履歴等の保存の在り方について、所要の措置を講ずることができるよう検討を行い、可能な範囲で速やかに一定の結論を得る」こととされており、警察庁では、関係省庁と共に検討を進めている。

ウ その他のサービス

架空又は他人名義の預貯金口座は特殊詐欺やマネー・ローンダリング事犯^(注1)等の犯罪に悪用されることが多く、これらの口座が犯罪の痕跡を残さないための手段として悪用されている実態がみられる。また、近年では、郵便物受取サービスや電話受付代行等のサービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用されることが多く、捜査を一層困難にしている。

警察では、預貯金口座を売買するなどの行為の取締りに努めているほか、口座凍結のために金融機関への情報提供を行うなど、預貯金口座への対策を行っている。

また、犯罪収益移転防止法^(注2)に基づき、郵便物受取サービス業者等の特定事業者^(注3)によるサービスが容易に犯罪に悪用されることを防ぐため、国家公安委員会・警察庁は、関係機関と連携しつつ、特定事業者による取引時確認等が適正に行われるよう努めている^(注4)。

事例

Case

出資法違反事件の被疑者であるヤミ金融業者が悪用した郵便物受取サービス業者は、当該被疑者を含め、顧客と契約を締結する際に、犯罪収益移転防止法に規定する顧客の本人確認等の措置を適正に履行していなかった。24年9月、国家公安委員会は、当該郵便物受取サービス業者の所管行政庁である経済産業大臣に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行った。これを受け、25年8月、経済産業大臣は、当該業者に対して法令遵守等を求める是正命令を発した。

コラム ⑤現金送付型被害への対策

～「[「レターパック、宅配便で現金送れ」は全て詐欺]で呼び掛け～

特殊詐欺では、レターパックや宅配便で現金を東京都内の私設私書箱に送付させる手口による被害が増加している。しかし、これらの方法で現金を送ることは郵便法や各事業者の約款で禁じられている上、通常の商取引では、送金の有無や金額をめぐる事後の紛議を防ぐ必要があるため、送金記録の残らないレターパックや宅配便で現金を送ることは想定しにくい。

警察では、警察庁ウェブサイトで「レターパック、宅配便で現金送れ」は現金送付型の典型的手口であり、詐欺を疑い警戒するよう、注意喚起している^(注5)。また、実際に被害が発生した宛先を一覧表にして公表するとともに、一覧表を郵便・宅配事業者に提供して被害阻止への協力を求めている。

注1：139頁参照

2：犯罪による収益の移転防止に関する法律

3、4：138頁参照

5：警察庁ウェブサイト (http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf) 参照

(2) 情報分析の高度化・効率化

社会情勢が変化し、被疑者の検挙に直結する情報を入手することが困難になる中、様々な犯罪関連情報の高度かつ効率的な分析を行い、被疑者の絞り込み、捜査の方向性及び捜査項目の優先順位を判断を支援する取組が重要になっている。

① 情報分析支援システム（CIS-CATS）^{（注1）}

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、平成21年1月から情報分析支援システム（CIS-CATS）を運用している。同システムは、犯罪発生状況のほか犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能である。

警察では、同システムを活用して、的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことにより、事件解決に役立っている。

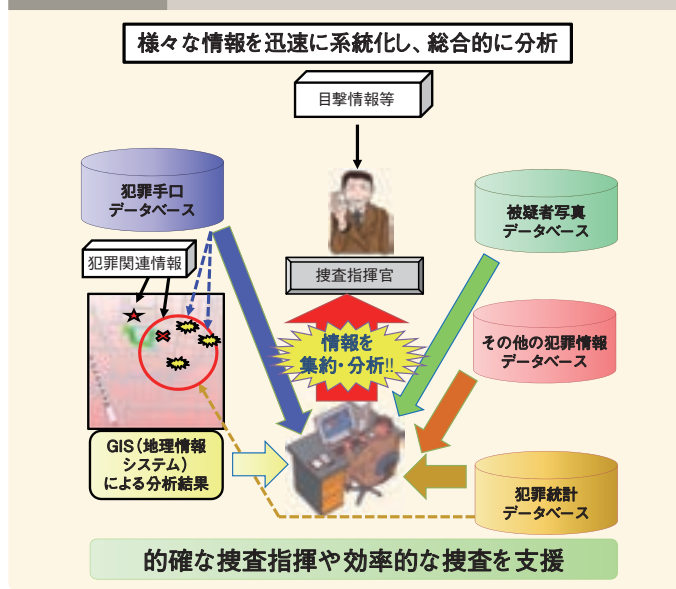
② プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである^{（注2）}。

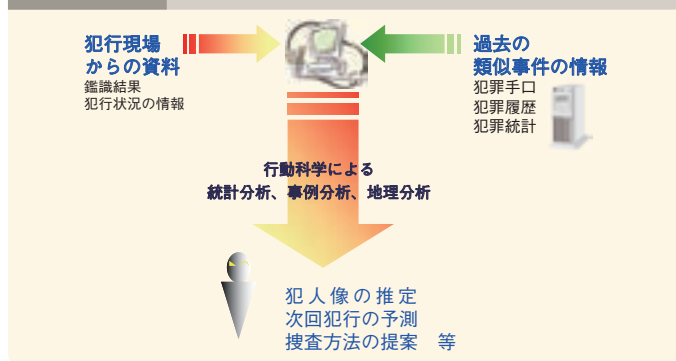
プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察から捜査員を集め、科学警察研究所で研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。

図表-48 情報分析支援システム



図表-49 プロファイリング



注1：Criminal Investigation Support - Crime Analysis Tool & Systemの略

2：我が国では、平成6年、科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、12年には、北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。18年には、警察庁がプロファイリングを担当する情報分析支援室を設置し、それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

2 客観証拠の確保のための取組

一連の司法制度改革や否認事件の増加を受け、客観証拠の確保が一層重要なものとなっていることを踏まえ、犯行の裏付けとなる客観証拠の収集を徹底し、適正に証拠化するための取組を進めている。

(1) 初動捜査における客観証拠の収集

① 初動捜査体制の整備と鑑識活動の徹底

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証のために極めて重要である。

警察では、機動力をいかした捜査活動を行うため、警視庁及び道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発生時に現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊(班)や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を徹底するとともに、より効果的な鑑識活動を行うため、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

図表-50 初動捜査体制の整備と鑑識活動の徹底



コラム ⑥ 夜間等における警察署の鑑識体制の整備

犯人の検挙には証拠物の収集が極めて重要であるが、証拠物の収集・保全が必要となる事件が発生することの多い夜間帯を始め、警察署における鑑識体制は必ずしも十分ではない。そこで、夜間等における事件の発生状況や各都道府県警察の体制に応じ、警察署における鑑識体制の整備を図っている。例えば、26道府県警察では、3交替制勤務の鑑識係員を増員し、夜間等における対処体制を強化している。



指掌紋を採取する鑑識係員

② 死体取扱業務の高度化

警察においては、死体を発見し、又は死体を発見した旨の届出を受けた場合、警察署の刑事課員が当該死体の発見現場に臨場し、死体を観察するとともに、現場に残された資料等を収集するなどして、当該死体が犯罪行為によるものであるか否かを確認している。

平成25年中に警察が取り扱った死体数は約17万体制であり、過去10年間で約1.2倍に増加している。死体取扱数が高い水準で推移する中、警察署の刑事課員だけでなく、警察における死体取扱業務の専門家である検視官(注)ができる限り多く臨場して現場や死体の状況を直接調査し、これらの状況と関係者からの聴取内容に矛盾がないか、調査事項に不足がないか確認するなど、現場における指揮を執ることにより、犯罪性の有無を的確に判断することが重要である。

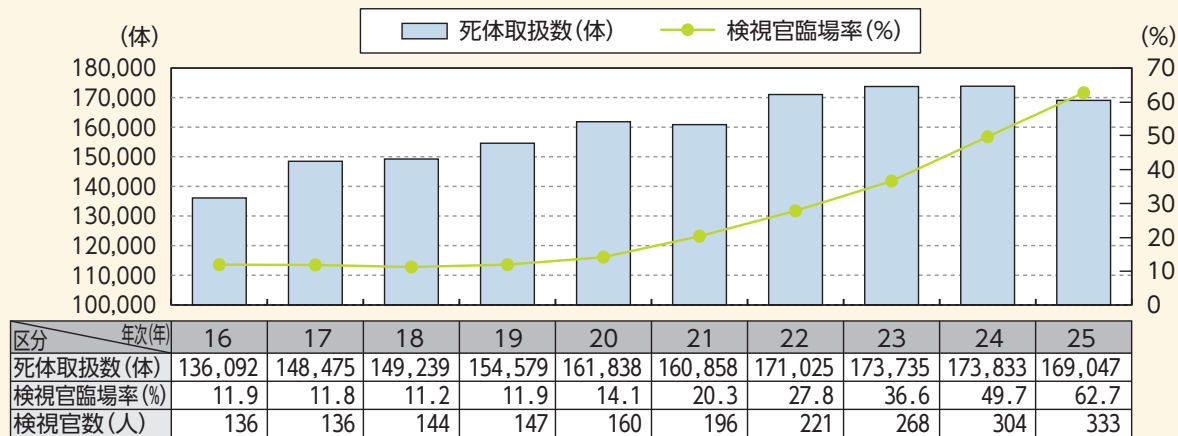


検視時の様子

注：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

警察では、死体取扱数の増加に対応し、適正な死体取扱業務を推進するため、21年度から25年度にかけて地方警察官の増員により、検視官及びその補助者の体制を強化した。その結果、図表-51のとおり、25年中の検視官の臨場率は62.7%となり、過去10年間で約5.3倍に向上した。

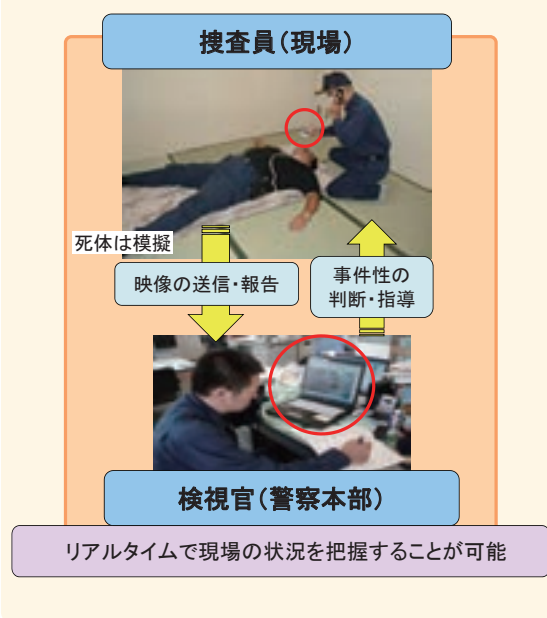
図表-51 死体取扱数、検視官の臨場率及び検視官数の推移（平成16～25年）



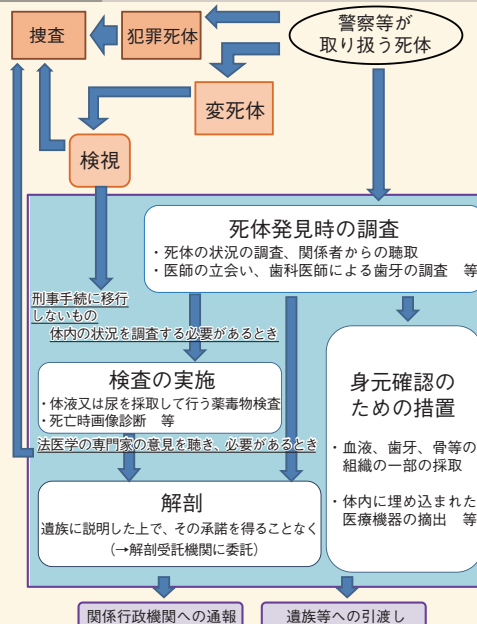
また、事件性の判断力の向上を図るため、警察官に対する教育訓練の充実に努めるとともに、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像と音声を送信し、検視官によるリアルタイムの確認を可能とする資機材の整備を行っている。

さらに、25年4月から、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が施行されたことから、警察においては、同法に規定された調査や、体液又は尿を採取して行う薬毒物検査、CT等を用いた死亡時画像診断等の検査、解剖等の措置を的確に実施するなど、同法の適正な運用に努めるとともに、科学的な手法も取り入れながら死体取扱業務の高度化を推進している。

図表-52 映像を送信する捜査員・確認する検視官



図表-53 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(概要)



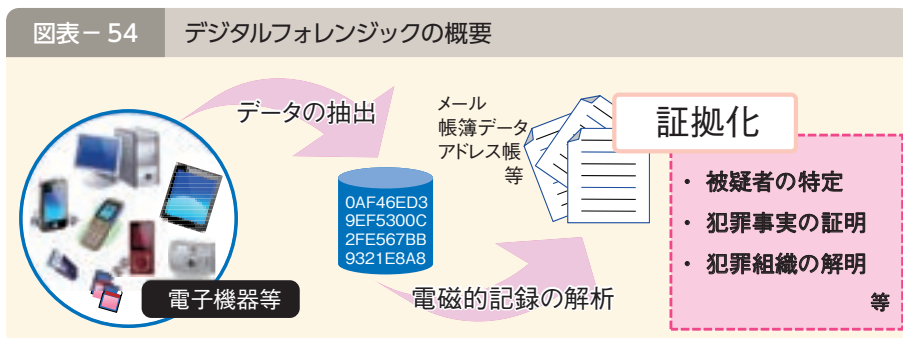
(2) 科学技術の活用

① デジタルフォレンジック

コンピュータ、携帯電話等の電子機器が一般に普及し、あらゆる犯罪に悪用されるようになってきている。犯罪に悪用された電子機器等に保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合があり、これを適正な手続により解析・証拠化するデジタルフォレンジック^(注1)の重要性が高まっている。

ア デジタルフォレンジックの重要性

電子機器等に保存されている、犯罪捜査に必要な情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要



である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、電磁的記録を犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び地方機関^(注2)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタルフォレンジックを活用した技術支援を行っている。また、電磁的記録の解析に必要な技術情報を得るため、電子機器等の製造業者を始めとする企業との技術協力を推進し、常に最新の技術情報を収集するとともに、国内外の関係機関と解析に係る知識・事例等の共有を図るなど、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術を蓄積している。

イ 高度情報技術解析センターの設置

情報通信技術の急速な進展により、タブレット端末等の新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が困難化している。

警察庁では、平成26年4月、特に高度な技術を要する電磁的記録の解析や民間企業等が保有する解析に資する技術情報の収集を行うため、高度情報技術解析センターを設置した。同センターでは、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能な解析用資機材を整備し、破損した電子機器等に記録された情報の抽出・解析等を実施している。



高度情報技術解析センターでの解析作業

② DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注3)の塩基配列を分析することによって個人を高い精度で識別する鑑定法である。

DNA型は、犯人の特定、犯行状況の解明等に有用な客観証拠であることから、警察では、積極的にDNA型鑑定資料^(注4)を採取するとともに、犯罪捜査に効果的に活用している。

注1：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

2：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

3：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

4：犯罪現場等に遺留された血液・血痕、精液・精液斑、精液及び膿液等の混合液・混合斑、唾液・唾液斑、毛根鞘の付いた毛髪、皮膚、筋、骨、歯、爪、臓器等の組織片のほか、被疑者又は被害者等から提出を受けた口腔内細胞、及び被疑者の身体から採取した血液

ア 警察におけるDNA型鑑定

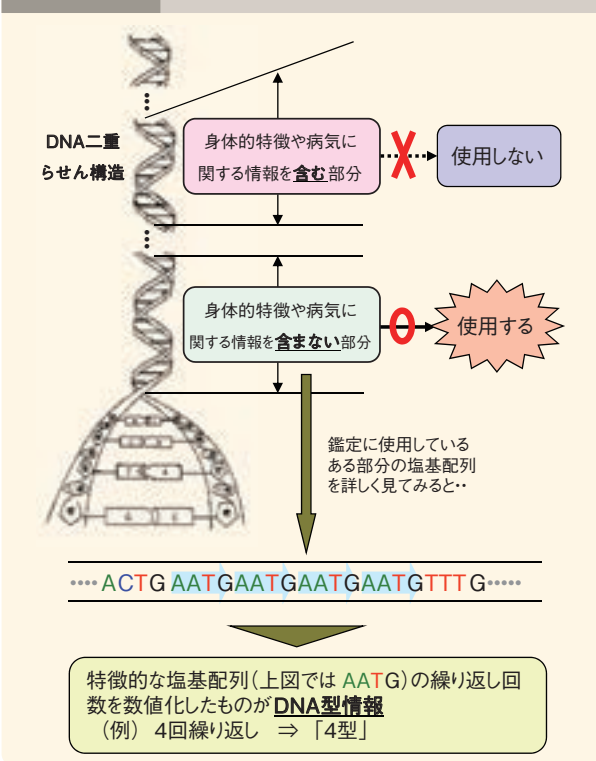
警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる4塩基^(注1)を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。現在、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合でも、約4兆7,000億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。警察で行うDNA型鑑定に使用されるのは、DNAのうち身体的特徴や病気に関する情報が含まれていない部分であり、また、鑑定結果であるDNA型情報からも身体的特徴や病気が判明することはない。

イ DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

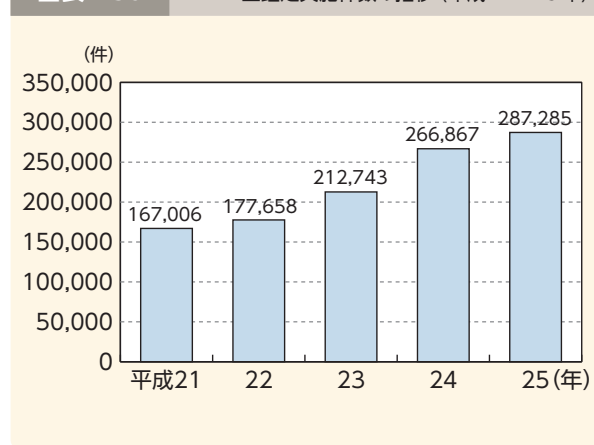
DNA型鑑定の実施件数は、図表-56のとおり、年々増加しており、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査^(注3)を始めとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

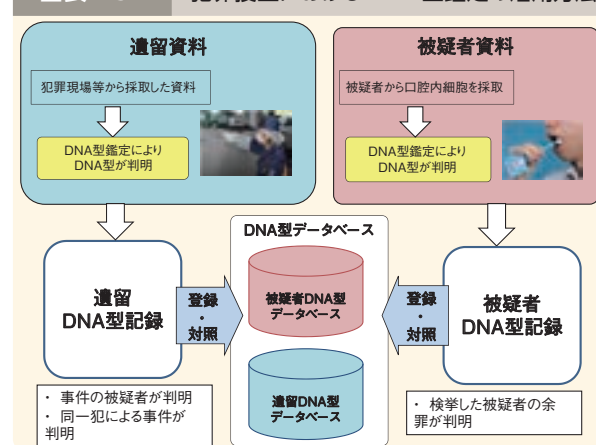
図表-55 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表-56 DNA型鑑定実施件数の推移(平成21~25年)



図表-57 犯罪捜査におけるDNA型鑑定の活用方法



事例 Case

25年8月、熊本県において発生した住居侵入・窃盗事件について、DNA型鑑定を実施した結果、無職の男(61)を割り出した。同年10月、同人を住居侵入・窃盗罪で逮捕した(熊本)。

注1：DNAを構成する基本単位を塩基といい、塩基には、A(アデニン)、T(チミン)、G(グアニン)及びC(シトシン)の4種類がある。
 注2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。現在、警察においては、15座位のSTR型と性別に関するアモロゲン座位を検査している。
 注3：19頁参照

ウ 鑑定体制の強化

警察では、DNA型鑑定のための体制を強化するとともに、DNA型データベースの拡充を図っている。具体的には、DNA型鑑定の各工程での作業の指示、管理及び記録をコンピュータ制御により自動化することで、一度に多数の被疑者資料のDNA型鑑定を集中的に実施し、鑑定の効率化を図っている。

また、科学警察研究所の研修を修了し、DNA型鑑定に必要な知識及び技能を修得した鑑定技術職員を増強している。

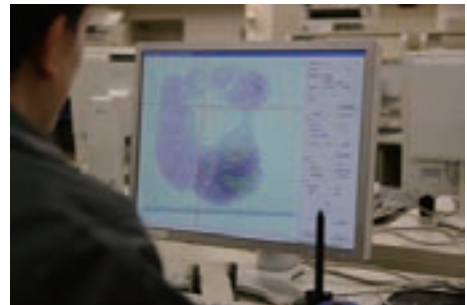
③ 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



DNA型鑑定を行うクリーンルーム



指掌紋自動識別システム

コラム ⑦ 高出力レーザー照射装置の導入

警察では、米国等で既に犯罪捜査に活用されている高出力レーザー照射装置を各都道府県警察に導入している。

高出力レーザー照射装置により、指掌紋等に付着した蛍光物質を検出することが可能となることから、犯罪現場に遺留された指掌紋等の検出が容易になるほか、これまで技術的に検出することができなかった指掌紋等についても検出できるようになり、犯行の裏付け等への活用が期待されている。

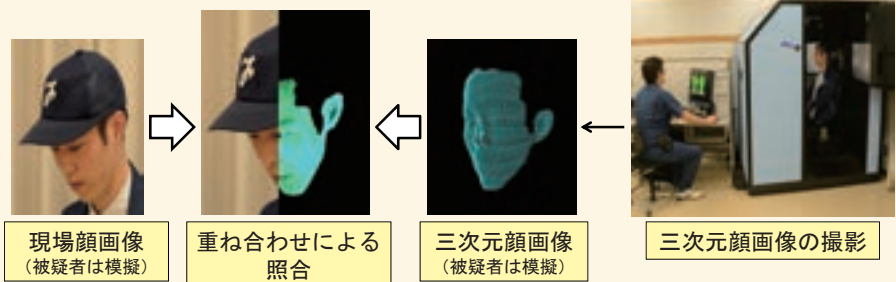


高出力レーザー照射装置の活用状況

④ 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するものである。

図表 - 58 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合



一般に、防犯カメラ等で被疑者の顔が撮影される角度は様々であるため、防犯カメラ等の画像と被疑者写真等を比較するだけでは個人の識別が困難な場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラ等の画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることで、より高い精度で個人を識別することが可能となり、公判における犯人性の立証等に活用されている。

(3) 各種捜査手法の活用

① 通信傍受

通信傍受法^(注)では、薬物銃器犯罪、組織的殺人及び集団密航の各罪種について、犯罪が行われたと疑うに足りる十分な理由があり、犯人間の相互連絡等に用いられる電話等の傍受を行わなければ事案の真相解明や犯人の特定が著しく困難であること等の厳格な要件の下、裁判官による審査を経て発付される令状に基づき、通信傍受の実施が認められている。通信傍受法の運用状況については、毎年、国会に報告するとともに公表することとされている。

警察では、通信傍受法に基づき、通信事業者施設で、事業者職員等の常時立会いの下、通信傍受を実施している。通信傍受法が施行された平成12年から25年末までの間、通信傍受は88事件において実施されており、当該事件に関し、合計412人が逮捕されている。

② コントロールド・デリバリー

コントロールド・デリバリーとは、取締機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下に禁制品の運搬を継続させ、関連する被疑者まで運搬させた上で当該被疑者らを検挙する捜査手法である。

薬物密輸・密売事件の多くは暴力団や外国人犯罪組織等によって組織的に敢行されるため、実行犯を検挙したとしても首謀者等について供述を得られることは少なく、通常の捜査手法では組織の全容解明は困難である。しかし、コントロールド・デリバリーを活用することで、捜査機関の監視の下、組織の中核に迫ることができる。

警察では、コントロールド・デリバリーを積極的に活用し、薬物密輸・密売事件の検挙及び薬物犯罪組織の壊滅を図っている。

③ 譲受け捜査

譲受け捜査とは、規制薬物等の禁制品に関する犯罪の捜査において、警察官が密売人に接触し、規制薬物を譲り受けるなどする捜査手法をいい、通常の捜査手法のみでは摘発が困難であって、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象に行う場合等に実施されている。

警察では、譲受け捜査を活用し、組織的かつ秘密裏に敢行される薬物密売事件等の検挙を図っている。



注：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

3 捜査技能の組織的な伝承

捜査員の世代交代が急速に進む中、捜査技能の伝承が課題となっていることを踏まえ、次世代を担う捜査員に捜査技能を習得させ、第一線の捜査力の維持・向上を図るため、警察では、捜査技能等が体系的に伝承されるよう、組織的な取組を進めている。

(1) 新時代に対応した刑事捜査員の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

コラム ⑧ 新任捜査員育成プログラム

警察では、捜査員を計画的かつ確実に育成するため、新任捜査員を対象に、半年から約1年かけて、刑事として必要な知識や捜査技能の習得状況を検証しながら、各捜査員の特性に応じた効果的な教育訓練を行う「新任捜査員育成プログラム」を実施している。

同プログラムは、全ての都道府県警察で実施されており、これに加えて各都道府県警察では、先輩捜査員によるマンツーマン指導を導入するなど様々な取組を進めている。



先輩捜査員による指導状況（足跡の採取）

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性に応じた適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の適正な捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。

コラム ⑨ 捜査指揮能力や取調べ技術の組織的伝承を図るための取組

管区警察局及び管区警察学校では、捜査指揮能力や取調べ技術の組織的伝承を図るため、事例研究を中心とした実践的な教育を実施している。

管区警察局では、捜査指揮能力の向上のため、警察署の刑事担当課長を始めとする捜査幹部に対して、適正な捜査指揮等に関する少人数制の討議方式の演習や、犯罪捜査に関して優れた知識・経験を有する退職した警察官の講義を行っている。

管区警察学校では、心理学的知見に基づく取調べ技術の習得や捜査指揮能力の向上のため、刑事担当係長等に対して、ロールプレイング方式の取調べ演習や、退職した警察官等による事例に基づく想定事例を活用した受講者参加型の講義を行っている。



退職した警察官による講義を受ける捜査幹部

(2) 取調べ技術の伝承と取調べの高度化

取調べ技術については、従来、OJTにより伝承されてきたが、捜査経験が豊富な優れた取調べ官が少なくなっていることとも相まって、取調べ技術の組織的伝承に努めている。

こうしたことも踏まえ、警察庁では、平成24年3月に策定した「捜査手法、取調べの高度化プログラム」に基づき、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、心理学的知見を取り入れて取調べ技術を体系的に整理した教本や教育方法を開発するなどして、取調べの高度化を推進している。

なお、警察では、21年4月、被疑者取調べ監督制度の運用^(注)を開始し、取調べの適正化を図る取組も進めている。

コラム ⑩取調べ技術総合研究・研修センターにおける取組

平成25年5月に警察大学校に設置された取調べ技術総合研究・研修センターでは、心理学的知見に基づく取調べ技術習得のための教育訓練を全国において実践させるため、各都道府県警察の取調べ指導担当者を集めて、心理学的知見を取り入れて作成した教本「取調べ(基礎編)」やロールプレイング方式の取調べ演習を活用した教育を行っている。また、取調べ技術の更なる体系化及びその習得のための教育訓練の方法に関する調査研究も行っている。



取調べ演習の状況

(3) 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年、警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠組みを超えて広域的に指導官として活用している。

現在、全国警察において、情報分析、強行犯捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野で広域技能指導官が指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

コラム ⑪見当たり捜査

見当たり捜査とは、多数の指名手配被疑者の写真からその特徴を記憶し、その特徴を頼りに、繁華街や駅等の人が多く集まる場所において、通行人等の中から指名手配被疑者を見つけ出し、検挙に結びつける捜査手法である。潜伏・逃亡を続ける被疑者の発見に効果的であり、平成25年12月現在、14都道府県警察において、専従捜査班が運用されている。

警察庁では、見当たり捜査に関して卓越した知識・技能を有する警視庁及び大阪府警察の捜査員を広域技能指導官に指定している。これらの指導官は、他道府県警察から研修のために派遣された捜査員に対する実地指導や各都道府県警察の捜査員に対する技能指導等を行い、全国的な専従捜査員の育成を図っている。



指名手配被疑者の特徴を記憶する捜査員

注：警察庁長官官房総務課に取調べ監督指導室を、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に被疑者取調べ監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制を整備し、取調べの状況の確認、調査等を行っている。

第4節

諸外国の捜査手法等

警察では、社会情勢の変化や制度の変革による捜査環境の変容に対応するための取組を進めている。本節では、今後の警察捜査を展望する上で参考となる諸外国の捜査手法等について紹介する。

警察庁が行った諸外国の捜査手法等についての調査の結果によれば、図表－60のとおり、英国、米国、ドイツ、フランス、イタリア及びオーストラリア（以下「欧米各国等」という。）では、日本と比べて多様な捜査手法が活用されている。

通信傍受といった日本においても導入されている捜査手法が、非常に広範に活用されているほか、会話傍受、仮装身分捜査といった日本では現在導入されていない捜査手法が認められており、欧米各国等では、こうした捜査手法が困難な事件の捜査に用いられている。

また、欧米各国等においては、公判における証人出廷や証言の確保を目的として、証人やその家族の安全を確保するための様々な制度が設けられている。

これら以外にも、欧米各国等では、例えば、捜査段階における罰則付き文書等提出要求・命令^(注1)（英国及び米国）、公的機関等のデータを広く捜査に活用するラスター捜査^(注2)（ドイツ）等の捜査手法も導入されており、犯罪の捜査に幅広く用いられている。

図表－60 日本と欧米各国等の捜査手法の比較

		日本	英国	米国	ドイツ	フランス	イタリア	オーストラリア
通信傍受	制度の有無	○	○	○	○	○	○	○
	年間令状発付等件数(注)(件) (人口10万人当たり)	64 (約0.05)	約3,400 (約6)	約3,400 (約1)	約2万4,000 (約29)	非公表	約12万7,000 (約222)	約4,200 (約21)
会話傍受		×	○	○	○	○	○	○
仮装身分捜査		×	○	○	○	○	○	○

注：2012年中（日本は2013年中、オーストラリアは2012年7月から2013年6月までの間）。
 年間令状発付等件数は、「2012 Annual Report of the Interception of Communications Commissioner」14頁（英国）、
<http://www.uscourts.gov/Statistics/WiretapReports/wiretap-report-2012.aspx>（米国）、
https://www.bundesjustizamt.de/DE/SharedDocs/Publikationen/Justizstatistik/Uebersicht_TKUE_2012.pdf?__blob=publicationFile&v=3（ドイツ）、
<http://webstat.giustizia.it/ReportisticaDinamica/VisualizzatoreReport.aspx?Report=%2fPublica%2fStatistiche+della+DGSTAT%2fAltre+statistiche%2f2.+Intercettazioni%2f1.+Dati+nazionali%2f1.+Dettaglio+per+anno+solare>（イタリア）、
 「Telecommunications(Interception and Access) Act 1979, Annual Report 2012-13」12頁（オーストラリア）
 を基に警察庁において作成。米国については会話傍受の件数も含む。ウェブサイトのアドレスは、平成26年6月1日現在のもの。

注1：英国においては、重大又は複雑な詐欺罪の捜査につき、捜査に関連する事項についての文書の提出を要求することができ、合理的な免責事由がないのに従わなかった者や、当該文書を変造、隠匿等した者には罰則が科せられる制度がある。また、米国においては、罰則付き召喚令状（Subpoena、サピーナ）により、証人に対し、文書やデータ等の提出を命ずることができ、従わなかった者には罰則が科せられる制度がある。

注2：捜査機関が被疑者等の発見を目的として、公的機関等のデータを入手し、そのデータと捜査の過程において判明した犯人像に関する特徴（Raster、ラスター）を比較する捜査手法。例えば、銀行強盗において、使用された車両の型が判明し、また犯人は特定地域出身者の特徴を持つ外国人であった場合、まず自動車局の保有する自動車登録データから該当する車両の抽出を行い、その車両の所有者と外国人局に登録されたデータの比較を行って、該当車両を所有する当該地域出身の外国人をリスト化し、それを基に捜査を進め、犯人にたどりつくことが期待できる。

1 通信傍受・会話傍受

(1) 通信傍受

通信傍受について、欧米各国等と年間令状発付等件数を比べると、図表-60のとおり、イタリアは十数万件、それ以外の国はいずれも数万件から数千件であるのに対し、日本は64件であり、英国及び米国の50分の1に満たない。対象犯罪を比べると、欧米各国等では殺人、強盗、強姦、放火、詐欺、贈収賄といった幅広い犯罪で通信傍受が可能であり、重要犯罪の捜査に広く用いられる捜査手法となっているのに対し、日本では対象犯罪が4罪種^(注)に限定されている。



イタリアの通信傍受施設

また、日本の制度は、通信傍受をすることができる要件も欧米各国等に比べて厳格なものとなっているほか、通信事業者の施設において通信事業者等による常時立会いの下に傍受が行われるなど、欧米各国等に比べて制約が大きい制度となっている。

(2) 会話傍受

会話傍受とは、令状を得るなどした上で、捜査対象者が管理する住居等に傍受装置を設置して、捜査対象者の言動を傍受・記録して証拠化する捜査手法をいう。欧米各国等においては、いずれの国でも導入されており、中でも米国及びイタリアでは、通信傍受と同じ対象犯罪や実施手続により会話傍受が可能となっている。

日本において会話傍受が導入された場合に有効と考えられる点として、特殊詐欺や暴力団犯罪等の秘密保持が徹底された組織犯罪や、密室で行われる犯罪において、犯行の事前謀議や実行の指示、犯行後の逃亡の指示や証拠隠滅工作を把握することができるようになり、犯罪組織のリーダー等の検挙に資すること等が挙げられる。

2 仮装身分捜査

仮装身分捜査とは、捜査員が仮装の身分を使用して捜査対象者と接触するなどして、情報・証拠の収集を行う捜査手法をいう。欧米各国等においては、いずれの国でも導入されている。

日本において仮装身分捜査が導入された場合に有効と考えられる点として、暴力団のように秘密保持が徹底され、又は活動を潜在化させているような犯罪組織の実態解明や、組織外部の人間では把握・獲得が困難な組織の核心に迫る犯罪情報や物的証拠の入手に資すること、暴力団員等の捜査対象者が捜査員やその家族に危害を加える危険を回避できること等が挙げられる。

事例

Case

2003年(平成15年)12月に発生した殺人事件について、容疑者の男は浮上したものの、遺体の発見に至らず約10年が経過していた。この事件の解明のため、捜査員が仮装身分を使用してこの男に接近した結果、遺体の隠し場所を聞き出すことに成功した。2011年(23年)8月、この男を検挙した(オーストラリア)。

3 証人保護

欧米各国等では、証人やその家族の安全を確保するための様々な制度が設けられており、例えば、英国では、公判における証人の人定事項の秘匿、証人保護に関連する情報開示行為の犯罪化、証人や陪審員に対する脅迫行為の処罰、被害者の証言のビデオ記録及び公判での使用といった制度が導入されている。また、米国、ドイツ、イタリア及びオーストラリアにおいては、証人への新たな身分や住居の提供がなされている。

これらは、公判における証人の出廷や証言の確保はもとより、証人の精神的・経済的負担の軽減、ひいては捜査段階における捜査協力の確保に資するものと考えられる。

注：33頁参照

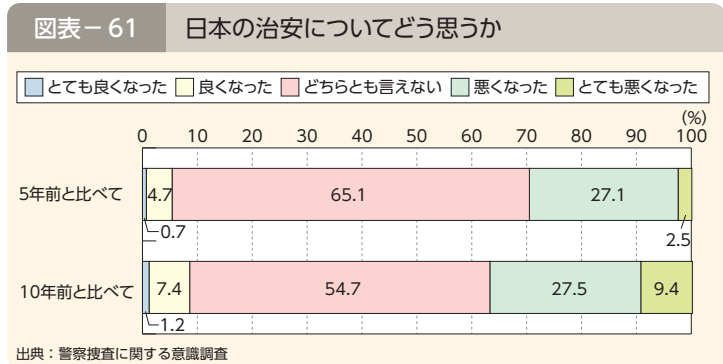
戦後、警察は、自らの責任において国民のために捜査を遂行する第一次捜査機関となった。以来、警察捜査は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するための刑事司法手続上の役割を果たすだけでなく、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという警察の責務を遂行する上で、重要な役割を果たしている。このことは、いかに捜査環境が変容しようとも変わることはない。本節では、警察捜査に関する意識調査の結果を踏まえつつ、今後の警察捜査について展望する。

1 警察捜査に関する国民の意識

警察捜査に関する意識調査^(注)の結果を基に、国民が治安や警察捜査に対する協力についてどのように感じているかなど、警察捜査に関する国民の意識について分析する。

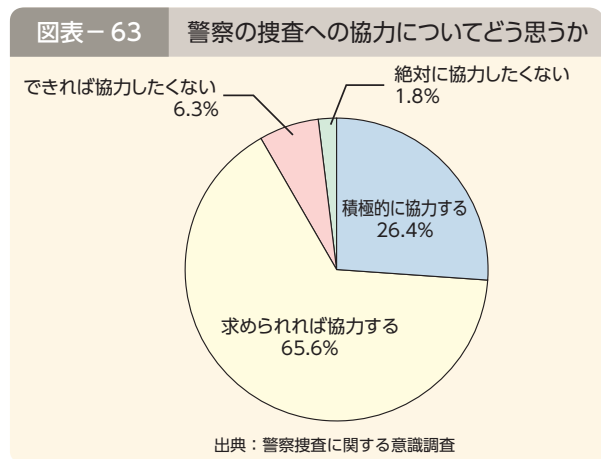
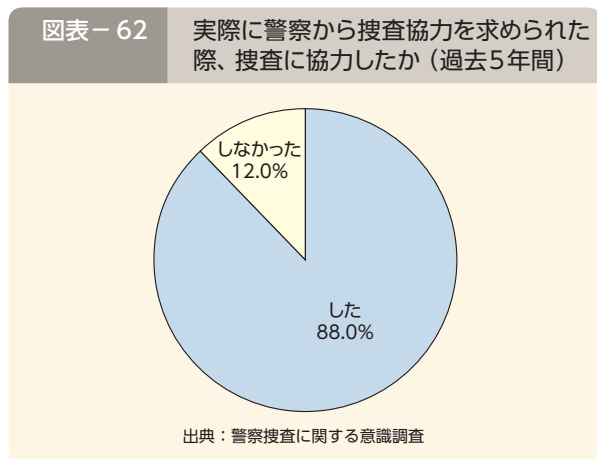
(1) 国民の体感治安

国民の体感治安については、図表-61のとおり、半数以上が「どちらとも言えない」と回答しているものの、「とても良くなった」又は「良くなった」と回答している者より「悪くなった」又は「とても悪くなった」と回答した者が多く、犯罪情勢が一定の改善をみせているにもかかわらず、国民の体感治安は改善していないことがうかがわれる。



(2) 警察捜査への協力

警察捜査に対する協力については、図表-62のとおり、約9割が「実際に警察から捜査協力を求められた際、捜査に協力した」と回答し、また、図表-63のとおり、約9割が警察捜査への協力について肯定的に回答しており、我が国においては、多くの国民が、警察捜査に対する協力について肯定的であることがうかがわれる。



注：6頁参照

(3) 警察捜査への理解

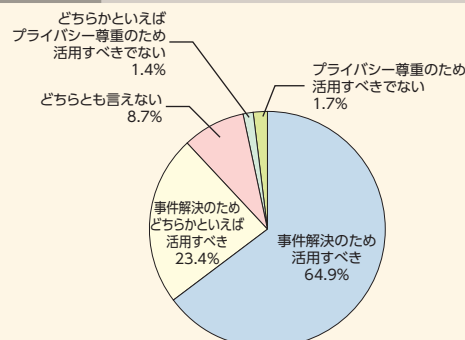
① 防犯カメラ画像の犯罪捜査への活用

防犯カメラ画像の犯罪捜査への活用については、図表-64のとおり、約9割が「事件解決のため活用すべき」又は「事件解決のためどちらかといえば活用すべき」と回答しており、警察が犯罪捜査のために行う防犯カメラ画像の収集・分析について、国民の理解が得られていることがうかがわれる。

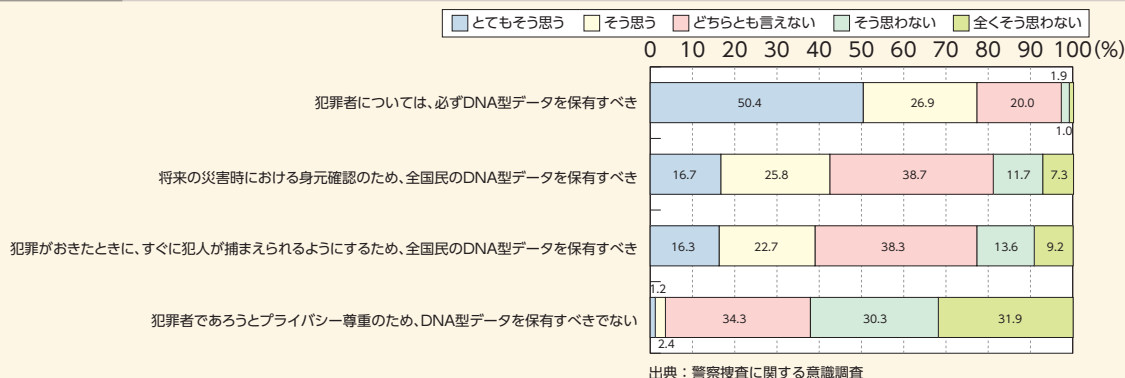
② DNA型データベース

DNA型データベースについては、図表-65のとおり、約8割が「犯罪者については、必ずDNA型データを保有すべき」と回答している。我が国では、DNA型鑑定資料については、捜査において必要となった被疑者から採取するのみにとどまっているが、国民がDNA型データベースの更なる拡充と犯罪捜査への活用について期待していることがうかがわれる。

図表-64 防犯カメラ画像を事件解決のために活用すべきか



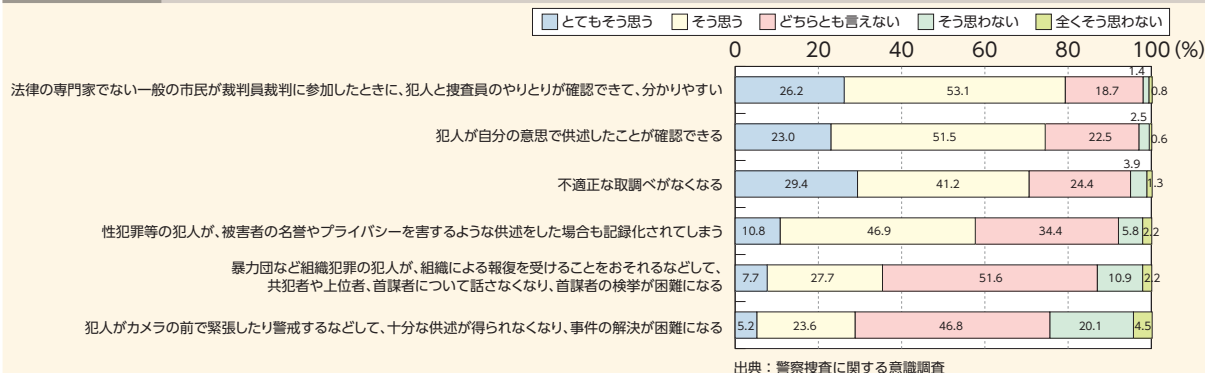
図表-65 警察が保有するDNA型データについて



(4) 取調べの録音・録画

取調べの録音・録画については、図表-66のとおり、「法律の専門家でない一般の市民が裁判員裁判に参加したときに、犯人と捜査員のやりとりが確認できて、分かりやすい」といったメリットがあるものと捉えられている。一方、「暴力団など組織犯罪の犯人が、組織による報復を受けることをおそれるなどして、共犯者や上位者、首謀者について話さなくなり、首謀者の検挙が困難になる」、「性犯罪等の犯人が、被害者の名誉やプライバシーを害するような供述をした場合も記録化されてしまう」といったデメリットも指摘されている。

図表-66 取調べの録音・録画について



2 今後の展望

第2節及び第3節で述べたように、社会情勢の変化や制度の変革は、警察捜査における業務の増加につながっている側面もあり、警察捜査の在り方は変革を迫られている。こうした中、限られた体制で、国民の治安に対する期待に応えていくために、どのような取組を進めていくべきか。今後の警察捜査を展望する。

(1) 社会情勢の変化への対応

近年の捜査においては、通信履歴や防犯カメラ画像等の捜査に必要な情報を民間事業者等から入手することや犯罪の情勢や手口を高度に分析することが、迅速かつ確かな捜査を行うためにますます重要になっている。

そこで、警察庁においては、こうした取組を更に強化するため、平成26年4月、刑事局に捜査支援分析管理官を設置した。

捜査支援分析管理官においては、関係事業者・省庁と連携して、犯罪の捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にする取組を行って

いくとともに、携帯電話、預貯金口座等のほか、技術の発展等に伴う新たな制度・サービスが犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進することとしている。また、部門の垣根を越えて犯罪関連情報を収集・分析することで、情報分析の更なる効率化を実現し、犯罪組織を含めた犯罪者のネットワークの壊滅を図っていくこととしている。

(2) 捜査の在り方の変革への対応

警察では、公判を見据えた取調べの録音・録画の在り方と共に、客観証拠を収集するための新たな方策について検討を進めている。

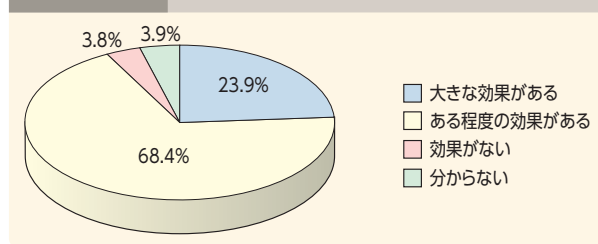
① 公判を見据えた取調べの録音・録画の在り方の検討

ア 警察における取調べの録音・録画の試行

警察では、公判における供述の任意性、信用性等の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、裁判員裁判対象事件及び知的障害を有する被疑者に係る事件について、弁解録取^(注)を行う場面、否認する被疑者が自白に転じた後の供述内容やその変遷の理由を確認する場合等の捜査上又は立証上相当と認められる場面を適切に選択し、録音・録画の試行を実施している。

試行に従事した取調べ官2,155人に対し、試行した録音・録画が捜査上、有効に機能するかどうかについて意見を聴取した結果、図表-68のとおり、9割を超える取調べ官が録音・録画の有効性について「被疑者の供述の任意性・信用性の判断が容易」、「取調べが適正に行われたことが分かる」等の理由から「大きな効果がある」又は「ある程度の効果がある」と回答している。

図表-68 取調べの録音・録画の有効性に関する取調べ官の評価



注：司法警察員は、逮捕された被疑者に対し、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならないこととなっている。

他方で、取調べの録音・録画の義務付けについては、図表-69のとおり、約9割の取調べ官が、「常に被疑者が緊張した状態で取調べを受けることになり、被疑者の真の供述が得られにくくなる」等の理由から「個別の事件ごとに録音・録画の実施を判断すべきであり、一律に義務付けるべきではない」と回答しており、捜査現場では、取調べの録音・録画の一律の義務付けを否定的に考えていることが分かる。また、取調べの全過程を録音・録画することについては、図表-70のとおり、約5割の取調べ官が、「形式的な取調べとなり、事件の全容解明が困難となる」等の理由から「そうすべきでない」と回答し、約4割の取調べ官が「事件によっては全過程を録音・録画した方が良い場合がある」と回答している。

このように、捜査現場では、取調べの一部を録音・録画することは、公判における供述の任意性、信用性等の立証上有効な面がある一方、事件の性質や取調べの場面を問わず録音・録画を義務付けることについては、否定的に考えていることが分かる。

イ 公判を見据えた取調べの録音・録画の在り方の検討

警察では、取調べの録音・録画は、公判における供述の任意性、信用性等の立証に有用であることを踏まえ、裁判員裁判の対象事件のうち、捜査段階における被告人の供述の任意性、信用性等について争いが生じるおそれがあるものについては、一層積極的な取調べの録音・録画を実施していくこととしている。

ただし、試行においては、取調べの録音・録画を実施した場合に、報復のおそれや羞恥心、嫌悪感から被疑者が供述しなくなることもあり、取調べの録音・録画にはこのような弊害が生じ得るということにも留意する必要がある。

② 客観証拠を収集するための方策の研究開発

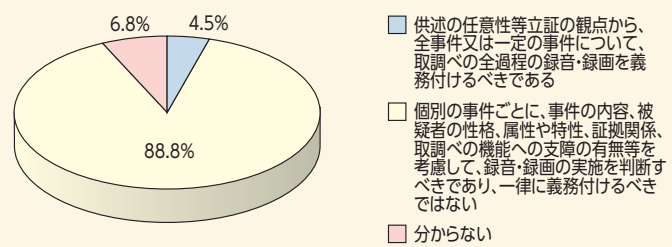
警察では、日々進歩する科学技術を活用して、客観証拠を収集するための新たな方策について研究開発を行っている。ここでは、現在、科学警察研究所において研究開発を進めているものについて紹介する。

ア 劣化した資料のDNA型鑑定のための検査方法

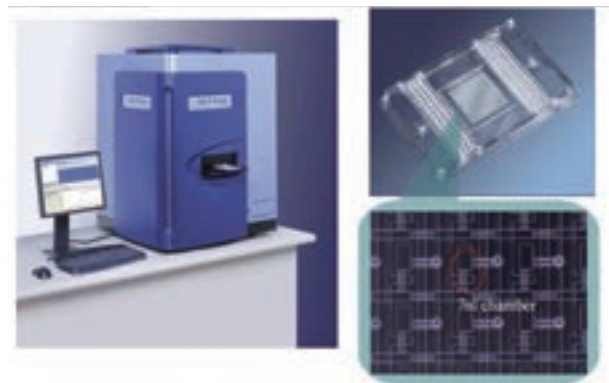
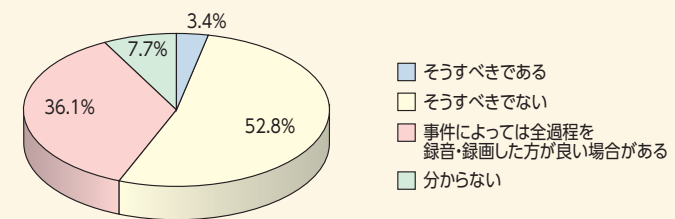
警察で現在実施しているDNA型鑑定は、STR型検査と呼ばれ、個人の識別精度が高く、複数人の体液が混合した現場資料についても検査が可能である。しかし、DNAは時間の経過とともに分解され、断片化してしまうため、古い資料等ではSTR型検査が行えないことがある。

そこで、断片化したDNAからでも個人識別を可能とするため、劣化した複数人の体液が混合している現場資料についてもDNA型鑑定を可能とする検査方法の開発を行っている。

図表-69 取調べの録音・録画の義務付けについて



図表-70 全過程を録音・録画することの是非について



DNA型検出装置

イ DNAを活用した生物由来資料の異同識別法

DNA型検査は、微量の資料から極めて高い精度で個人識別ができる技術であるが、ヒト以外の生物に由来する物質についても、DNA解析技術を活用して特定を行うことを目指している。

犯行現場で採取された花粉・木材等の植物、大麻等の違法薬物を産する植物（大麻草等）、テトロドトキシン（ふぐ毒）等の天然毒を産する動植物を特定するとともに、微量の資料からその異同識別を行う方法の開発を行っている。

ウ 防犯カメラ映像に基づく新たな個人識別法

防犯カメラ画像は、犯人の追跡に重要な役割を果たしているが、サングラスやマスクによって顔が隠されていたり、撮影された顔が不鮮明である場合には、個人識別が困難となる可能性がある。

そこで、身長、体型、歩容（歩幅、姿勢、腕の振り方等の歩行時の身体運動の様子）等の特徴を複合して個人識別を可能とする技術の開発を行っている。この技術によって、個人の識別精度を向上させたり、顔が判別できない映像から個人識別が可能とすることが期待される。

エ ポリグラフ検査の高度化

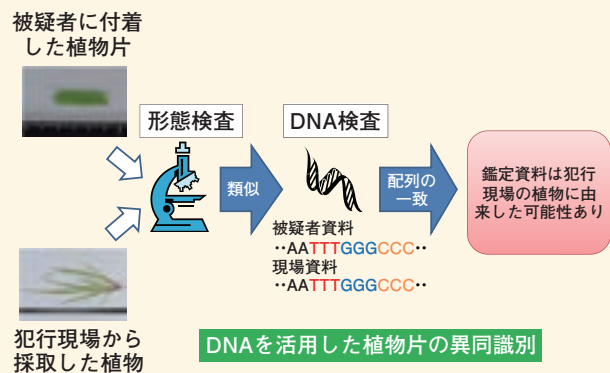
ポリグラフ検査は、ある事実を認識しているかどうかを、検査を受ける者の身体の反応（心拍や血管の収縮等の生理反応）の違いを手掛かりに調べる技術である。

現在、ある事実を認識していると認められるかどうかの判定は、専門的知識を持った者が検査結果を目視で確認しているが、ポリグラフ装置の改良や統計学に基づき、生理反応を数量的に判定する手法の確立に向けて取り組んでいる。また、近年、ポリグラフ検査の実施件数が増加傾向にあり、迅速かつ適切な捜査の推進のための一層の活用も見込まれることから、より精度を高めるための研究を進めている。

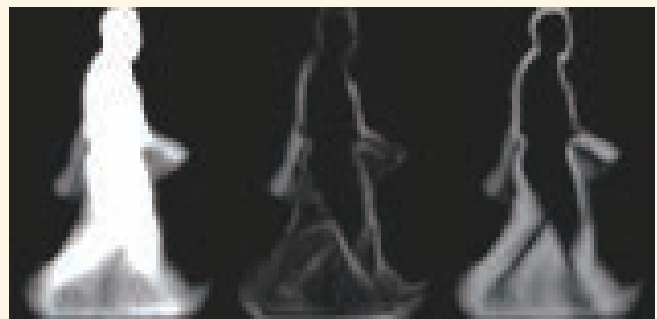
（3）新たな捜査手法の導入の検討

警察庁では、捜査環境の変容を受けて、通信傍受の拡大等について法務省等と連携して検討を進めるとともに、諸外国で既に活用されている捜査手法のうち、我が国の警察捜査においても導入が有効と考えられる、会話傍受及び仮装身分捜査について研究を進めている。

図表-71 DNAを活用した植物片の異同識別



図表-72 歩容解析の例



左は個人の歩行映像から得られた体型や姿勢の特徴、中央と右は歩行時の動きの特徴を表す。



開発中の次世代ポリグラフ装置

① 通信傍受

暴力団のように秘密保持が徹底されて、犯罪の痕跡を極力残さない組織や、特殊詐欺グループのように互いに面識もなく電話が唯一の連絡手段であるような組織を一網打尽にするためには、通信傍受を行うことにより、暴力団事件であれば対立抗争における襲撃計画の事前謀議や実行の指示等を、特殊詐欺事件であればメンバー間の指示連絡等をそれぞれ傍受することにより、組織実態を解明することが期待される。

また、現行法の下での通信傍受は、その適正性の担保という趣旨から、通信事業者の施設において通信事業者等による常時立会いの下に行われているが、これは通信事業者と捜査機関双方にとって大きな負担となっており、通信傍受の十分な活用がなされているとは言い難い。現在は、最新の暗号技術等の活用により、現行法の下で立会い等が果たしている機能を、技術的に代替することができるため、立会いを置かずに捜査機関の施設で傍受を行ったとしても、その適正性を担保することが十分に可能となっており、そうした方法を可能とすることにより、通信傍受のより一層の活用が期待できる。

② 会話傍受

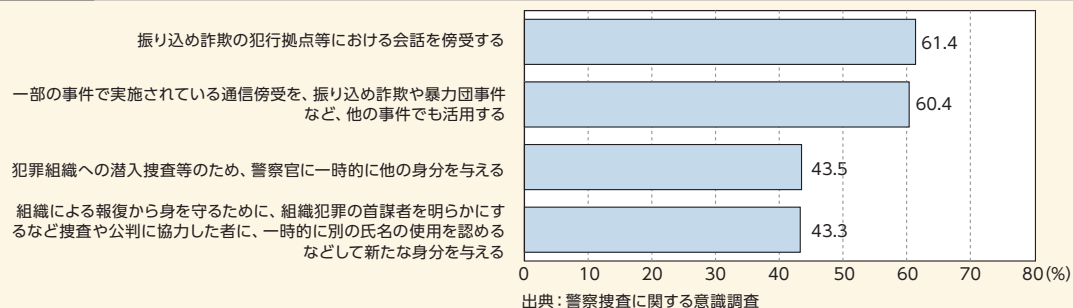
例えば、特殊詐欺の犯行拠点の内偵捜査に、会話傍受を活用することができれば、犯行グループの具体的な役割分担やリーダーの特定等が可能となる。特に、組織的な犯罪の捜査に効果を発揮することが期待できる。

③ 仮装身分捜査

捜査員が身分を仮装して、被疑者を始めとする捜査対象者と接触し、情報収集等を行うことによって、犯罪組織の内部情報や事件の立件に資する証拠を収集し、首謀者を含め組織を一網打尽にすることが期待できる。

いずれの捜査手法についても、図表-73のとおり、国民から一定の理解が得られていることがうかがわれるが、警察では、今後とも国民の理解を得ながら、検討を進めていくこととしている。

図表-73 日本でも導入又は拡大した方がよいと思う捜査手法



3 おわりに

我が国の地域社会は、警察捜査への理解と協力の基盤として事件解決に欠くことのできない存在であったが、近年は、人間関係の希薄化が進み、聞き込み捜査による目撃情報の入手等の「人からの捜査」が困難になっている。また、様々な制度・サービスが国民生活に利便をもたらす一方で、犯罪の痕跡を残さないための手段として悪用される事案が後を絶たない。さらに、一連の司法制度改革における客観証拠重視の流れの中で、客観証拠の収集、鑑定等の業務が増加している。

このように、捜査環境の変容により、警察捜査の在り方は変革を迫られているが、警察は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するという責務を果たすため、捜査に必要な情報を円滑に確保することができる環境の整備に努めていくとともに、新たな客観証拠の収集方策や捜査手法の導入等の時代の変化に対応した警察捜査の在り方について不断に検討を進めていくこととしている。

警察活動の最前線



ふくまるくん

被疑者検挙に向けて

山口県警察本部刑事部捜査第一課

ふじさわ かよ
 藤澤 佳世 警部補


私は、平成24年4月から捜査第一課において手口係長として勤務し、県下で発生した事件の犯行手段、犯行対象等の手口を分析し、被疑者の割り出しを行っています。

昨年、山口県東部地区において連続事務所荒しが発生した際は、犯行地区や犯行対象となった建物の形状、物色状況等から、過去に山口県において検挙歴があり、刑務所を出所して間もない窃盗常習者を浮上させ、被疑者検挙に結びつけることができました。

手口分析を行うには、多数の被疑者の犯行手口を広く把握しておくことが必要で、窃盗常習者のみならず、過去、自分が携わった事件の被疑者の犯行手口等も頭に入れ、いざ事件が発生した時に少しでも貢献できればと思いますながら、日々地道な作業をしています。

現在は、サイバー犯罪等の新たな犯罪が生まれ、捜査手法も著しく進化していますが、そのような捜査環境の中でも、手口捜査の重要性は依然として大きいと思います。

私は、これからも手口捜査を大事にしながら、被疑者の検挙に少しでも貢献したいと思っています。



立山くん

「鼻の捜査官」を育てる

富山県警察本部刑事部鑑識課

まつの いくひこ
 松野 郁彦 警部補


鑑識に携わって20年が経ち、現在、機動鑑識係長として日夜犯罪現場に出動しながら、囑託警察犬の業務を担当しています。

犬の嗅覚は人間の数千倍から一億倍といわれ、その鋭い嗅覚や高い身体能力を役立てているのが警察犬です。富山県警察では、民間飼育の犬を囑託警察犬としており、臭いを嗅ぎ分ける力や臭いを追い続ける力等の能力向上が課題の一つになっています。

平成24年1月、高齢者が行方不明との一報を受けた私は、1メートルを超える積雪の中、2頭の警察犬と数時間にわたり行方不明者を捜索しました。しかし、足跡の上には雪が積もり、警察犬が臭いを嗅ぎ取ることができず、その方を発見することはできませんでした。後日、その方の御遺体が発見されたと聞き、「もし私が発見できていたら…」と、救えなかった悲しみとともに、悔しさが心の底からこみ上げてきました。

その苦い経験から、警察犬の能力向上のための定期訓練会を計画し、山林や雪上、公園等、様々な捜索現場の想定の下で訓練を重ねています。その結果、25年は、窃盗事件現場に残された遺留物の臭いから犯人発見の手掛かりになる証拠を発見し、犯人検挙に貢献したほか、山間部で遭難し、低体温症となっていた行方不明者を無事発見、保護することができました。

今後も、現場で汗を流しながら警察犬の能力を高める訓練を実施し、事件や事故の解決に役立てるよう努力して、県民の期待と信頼に応えていきたいと思っています。



(筆者は右)